

(例規 33)

陸 幕 厚 第 82 号
昭和 45 年 7 月 18 日

改正	昭和 46 年 4 月 20 日陸幕厚第 50 号	昭和 46 年 7 月 8 日陸幕厚第 91 号
	昭和 46 年 7 月 30 日陸幕厚第 98 号	昭和 47 年 5 月 10 日陸幕厚第 55 号
	昭和 48 年 5 月 28 日陸幕厚第 47 号	昭和 49 年 1 月 25 日陸幕厚第 2 号
	昭和 52 年 1 月 31 日陸幕厚第 12 号	昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 2 号
	昭和 53 年 11 月 8 日陸幕厚第 73 号	昭和 54 年 6 月 24 日陸幕厚第 34 号
	昭和 55 年 12 月 31 日陸幕厚第 106 号	昭和 56 年 7 月 1 日陸幕厚第 51 号
	昭和 57 年 7 月 27 日陸幕厚第 53 号	昭和 58 年 4 月 18 日陸幕厚第 34 号
	昭和 59 年 9 月 20 日陸幕厚第 53 号	昭和 61 年 4 月 2 日陸幕厚第 22 号
	昭和 62 年 6 月 9 日陸幕厚第 43 号	平成 元年 2 月 10 日陸幕厚第 25 号
	平成 元年 5 月 30 日陸幕厚第 37 号	平成 12 年 3 月 27 日陸幕厚第 10 号
	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 3 月 11 日陸幕厚第 35 号	平成 29 年 3 月 23 日陸幕厚第 8 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	平成 31 年 4 月 19 日陸幕法第 133 号
	令和 3 年 3 月 30 日陸幕厚第 26 号	令和 4 年 2 月 25 日陸幕厚第 16 号
	令和 6 年 2 月 16 日陸幕厚第 13 号	令和 7 年 3 月 26 日陸幕厚第 34 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監 殿
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸 上 幕 僚 長
(公 印 省 略)

公務員宿舎の設置及び維持管理について (通達)
(厚定第 205～215、217 号)

標記について、別冊により実施されたい。

添付書類：別冊「公務員宿舎の設置及び維持管理要領」
配付区分：各地方協力本部長

公務員宿舎の設置及び維持管理要領

目 次

第1章 総則（第1条―第3条）
第2章 宿舎の設置及び廃止（第4条―第12条）
第3章 無料宿舎貸与の指定事務（第13条―第18条）
第4章 宿舎の維持及び管理（第19条―第31条）
第5章 報告（第32条―第40条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「法」という。）、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号。以下「令」という。）及び国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）等に基づき、陸上自衛隊の隊員に貸与する国家公務員宿舎（一般借受宿舎を含む。以下「宿舎」という。）の設置及び維持管理の事務手続等に関し、必要な事項を定め、宿舎事務の円滑な処理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 方面総監等 方面総監、中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長をいう。
- (2) 業務隊長等 駐屯地業務隊長、駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあつては、駐屯地業務を担当する部隊等の長及び中央業務支援隊長並びに自衛隊中央病院長をいう。
- (3) 地方防衛局長等 地方防衛局長及び地方防衛支局長をいう。
- (4) 財務局長等 宿舎の所在地を管轄する財務局長及び財務支局長並びに沖縄総合事務局長をいう。
- (5) 財務事務所長等 宿舎の所在地を管轄する財務事務所長及び出張所長をいう。

（方面総監等及び業務隊長等の宿舎事務）

第3条 方面総監等及び業務隊長等は、宿舎の設置及び維持管理に関し、次表により必要な処理を行うものとする。

官職	事務の範囲
----	-------

方面総監等	方面総監にあつては、方面区内に所在する宿舎（中央業務支援隊長及び自衛隊中央病院長の供用するものを除く。）、中央業務支援隊長にあつては当該駐屯地の宿舎及び自衛隊中央病院長にあつては当該病院の宿舎につき、次に掲げる事務を行うものとする。 1 宿舎の設置に関する事務に関すること。 2 財務局長等に対する宿舎設置計画の変更要求に関すること。 3 省庁別宿舎の引継ぎに関すること。 4 宿舎に関する財務局長等又は財務事務所長等への協議及び報告に関すること。 5 財務局長等又は財務事務所長等に対する資料の提出に関すること。 6 宿舎明渡しの訴えの提起その他の措置に関すること。 7 合同宿舎の貸与要求及び転任の通報に関すること。 8 宿舎要求水準書の変更に係るすること。 9 その他宿舎の維持管理に関する軽微な事務に関すること。
業務隊長等	供用する宿舎につき、次に掲げる事務を行うものとする。 1 宿舎事情及び宿舎状況の報告書の作成に関すること。 2 被貸与者に対する監督（退去時の整備における整備要領の指導及び監督を含む。）に関すること。 3 有料宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものを含む。）の決定に関すること。 4 宿舎現況記録の備付けに関すること。 5 無料宿舎を貸与できる者の指定に関すること。 6 宿舎（自動車の保管場所を含む。）貸与申請書の受理及び貸与の承認に関すること。 7 同居の申請書の受理及び承認に関すること。 8 入居期限の延期の承認及び貸与承認の取消しに関すること。 9 被貸与者が行う模様替等の工事の申請の受理及び承認に関すること。 10 被貸与者の義務履行の要求に関すること。 11 宿舎明渡猶予申請書の受理及び承認に関すること。 12 損害賠償金の支払の請求に関すること。 13 管理人の選任に関すること。 14 宿舎使用料債権及び損害賠償金債権の発生通知に関すること。

第2章 宿舎の設置及び廃止

（宿舎の設置）

第4条 方面総監等は、宿舎を設置しようとする場合には、宿舎設置計画対象年度の前年度1月10日までに、宿舎設置計画掲上要求書等を作成し、陸上幕僚長に上申するものとする。（厚定第207号）

（宿舎設置計画の通知）

第5条 陸上幕僚長は、防衛大臣より当該年度の宿舎設置計画の通知を受けたと

きは、方面総監等へ通知する。

（設置計画変更事務の範囲）

第6条 方面総監等の行う設置計画変更事務の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 交換、寄附又は転用の方法により設置する宿舍に係る設置計画の変更
- (2) 法第4条第2項の規定に基づき建設、購入又は借受けの方法により設置する宿舍に係る設置計画の変更

（設置計画の変更要求）

第7条 方面総監等は、設置計画を変更する必要を生じたときは、その都度、「設置計画変更要求書」（別紙第1に準じた様式とする。）を作成し、必要に応じ次の各号に掲げる書類を添付して財務局長等に対し変更要求を行うものとする。

- (1) 設置計画変更理由書（具体的かつ詳細に記載すること。）
- (2) 図面（位置図、案内図、配置図、平面図、利用計画図及び求積図等）

ただし、土地について都市計画法（昭和43年法律第100号）又は建築基準法（昭和25年法律第201号）等による制限が設けられている地域等に編入されている場合はその内容を配置図又は利用計画図に付記するものとする。

- (3) その他参考となるべき事項を記載した書類

ア 財産の価格調書（評価額若しくは見積価格の算定根拠、国有財産台帳価格又は予算額等設置の方法に応じた調書）

イ 設置の方法が借受である場合には、賃借料算定調書

ウ 補償がある場合には、その補償調書

エ 設置の方法が所管換である場合には、当該財産を所管する各省各庁の長（又は権限の委任を受けた部局長）の同意書の写し

オ その他参考書類

（設置計画変更要求書の変更内容の記載要領）

第8条 変更の内容は、その変更態様に応じ1件ごとに次の各号に定めるところにより記載するものとする。

- (1) 設置計画に新たに追加（官署の変更及び設置地の変更に伴う所轄財務局又は財務支局の変更を含む。）するものにあつては、「追加計画」と明示のうえ、変更の内容を記載する。
- (2) 設置計画に定められているものを削除（官署の変更及び設置地の変更に伴う所轄財務局又は財務支局の変更を含む。）するものにあつては、「削除計画」と明示の上、変更の内容を記載する。
- (3) 設置計画に定められているものを改定（一部の追加又は一部の削除を含む。）するものにあつては、「旧計画」と明示のうえ、現に設置計画で定められている内容を転記し、その下欄に「新計画」と明示の上、新計画の内容（変更を要しない事項を含む。）を記載して既定の計画と対比できるようにする。

（設置計画変更内容の上申）

第9条 方面総監等は、次の各号に掲げる事項に該当する設置計画の変更要求を行う場合には、あらかじめ陸上幕僚長に上申するものとする。

- (1) 設置計画戸数より増又は減戸数となる変更
- (2) 貸与しようとする職務の級及び規格に係る変更
- (3) 宿舍用地に係る変更

(宿舍要求水準書の作成)

第9条の2 陸上幕僚長は、宿舍を設置する場合の基準となる「宿舍要求水準書」を作成し、方面総監等へ通知する。

(宿舍要求水準書の変更要望の提出等)

第9条の3 方面総監等は、「宿舍要求水準書」に変更が必要と認めるものについて、毎年度12月末までに、変更内容について上申するものとする。

(宿舍の規格)

第10条 規則第6条第1項に規定する規格の適用については、プレハブ宿舍は次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。

(1) 木造プレハブ宿舍は、木造宿舍

(2) 軽量鉄骨プレハブ宿舍のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3に定める準耐火建築物にあっては組積造宿舍、その他のものにあっては木造宿舍

(3) コンクリートプレハブ宿舍は、組積造宿舍

2 方面総監等は、建物の構造が鉄筋コンクリート造のように一体的構造物とみられて、鉄筋コンクリート造宿舍として取り扱うことが適当な宿舍については、陸上幕僚長に上申し、取扱区分について指示を受けるものとする。

(宿舍の廃止等)

第11条 方面総監等は、法第13条の2第1号に規定する宿舍の廃止等の協議について、次の各号に該当する場合には、財務局長等に令第10条に定める書類を送付し協議を実施するものとする。

(1) 宿舍の廃止をしようとするとき。ただし、建替により廃止されるものを除く。

(2) 当該維持管理する宿舍を他の各省各庁の長又は他幕等の長が維持管理する宿舍としようとするとき。

2 方面総監等は、建て替えにより宿舍を廃止する場合を除き、宿舍を廃止等しようとする場合には、協議を実施する前に陸上幕僚長に通知するものとする。

(宿舍法及び国有財産法に相互に関連する事務手続)

第12条 方面総監等は、宿舍の設置及び廃止等に関し、法及び国有財産法（昭和23年法律第73号）の相互に関連する事務手続を行う場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）上の事務を行う地方防衛局長等と連絡調整し、それぞれ法第4条、第8条、第13条及び規則第30条並びに国有財産法（昭和23年法律第73号）第12条、第14条及び国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）3条、第5条、第19条に基づき作成した文書を財務局長等に同時に送付するものとする。

第3章 無料宿舍貸与の指定事務

(財務局長等又は財務事務所等に対する協議)

第13条 方面総監等は令第9条の規定に基づき、無料宿舍を貸与されている指定職種の人員に増員を生じたときは、速やかに財務局長等又は財務事務所長等に対し協議を行うものとする。

2 方面総監等は令第9条の規定に基づき、新たに無料宿舍を貸与する職種を指定しようとする場合には、規則第7条に規定する協議書に次の各号に掲げる事

項を記載した書類を添付して財務局長等又は財務事務所長等に送付するとともに、その写しを陸上幕僚長に提出するものとする。

- (1) 令第9条第1号（同号中ハ及びホをいう。以下同じ。）及び第2号の規定に該当するものとして、隊員を指定しようとするとき。

当該隊員の非常勤務の具体的状況（例えば、一定期間内における非常勤務回数、時間数及び用務の内容等）

- (2) 令第9条第4号の規定に該当するものとして、隊員を指定しようとするとき。

特地勤務手当の級別区分

（協議成立の通知及び報告）

第14条 方面総監等は、前条第2項の規定に基づく協議が成立した場合には、当該隊員の指定に関する事務を行う業務隊長等に通知するとともに陸上幕僚長に報告するものとする。（厚定第217号）

（無料宿舍貸与者の指定）

第15条 業務隊長等は、無料宿舍を貸与する隊員を指定しようとするときは、協議が成立している職種ごとの職員数の範囲内で無料宿舍を貸与する必要度の高い者から順次に「無料宿舍貸与該当職員指定書」（別紙第2）を交付することによって行うものとする。

- 2 指定の効力は、指定した日から発効し、転任等により当該官職を離れることになった日に失効するものとする。

（指定台帳等の作成及び送付）

第16条 業務隊長等は、無料宿舍貸与者の指定を行った場合又は異動等があった場合には「国家公務員宿舍法施行令第9条の規定に基づく指定台帳」（別紙第3）に必要な事項を記載するとともに、毎年9月1日現在における指定中の隊員について「国家公務員宿舍法施行令第9条該当職員の指定状況報告書」（以下「指定状況報告書」という。）（別紙第4）を作成し、方面総監等（厚定第210号）に提出するものとする。

- 2 方面総監等は、指定状況報告書を財務局等別に取りまとめて毎年9月末日までにそれぞれ当該財務局長等に送付するとともに陸上幕僚長に提出するものとする。

（異動通知）

第17条 方面総監等は、無料宿舍貸与の協議が成立している隊員について、次の各号に掲げる異動等があったときは「国家公務員宿舍法施行令第9条該当職員の異動通知書」（別紙第5）を作成し、財務局長等又は財務事務所長等に送付するものとする。

- (1) 職務内容の変更を伴わない官職名又は官署名の変更があった場合には、職務内容の変更がないことを証する書類を添付して、その都度送付するものとする。送付後、財務局長等又は財務事務所長等から1月以内に不同意の通知がない場合は、変更された官職名についての協議は成立したものとする。
- (2) 官署の廃止、官職の廃止、隊員数の減少等の事由により、指定の必要がなくなった場合には、その都度指定台帳を整理し、毎年8月末日現在で過去1年分を取りまとめて、翌月末日までに財務局長等又は財務事務所長等に送付するものとする。これにより同年9月1日以降は協議が成立していないものとして取り扱うものとする。

(無料宿舎の制限距離の解釈)

- 第18条 令第9条第1号及び第2号に規定する「官署に近接する場所」とは、官署（駐屯地）の通用門（非常口を含む。以下同じ。）からおおむね2キロメートルの距離内の場所をいう。
- 2 令第9条第1号に規定する「官署に隣接する場所」とは、官署（駐屯地）の通用門からおおむね100メートルの距離内の場所をいう。

第4章 宿舎の維持及び管理

(管理人)

- 第19条 業務隊長等は、規則第27条の規定に基づき、被貸与者のうちから宿舎団地、宿舎群又は宿舎の棟（とう）ごとに管理人を選任して、宿舎の維持及び管理に関する業務を行わせるものとする。
- 2 陸上幕僚長は、規則第27条第2項に基づく管理人の設置について、年度業務計画に示すものとする。

(貸与基準)

- 第20条 業務隊長等は、自衛官及び事務官等に宿舎を貸与する場合には、原則として規則第11条の表に定める規格の宿舎を貸与するものとし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）別表第一のイ 行政職俸給表(一)の職務の級に相当する他の職務の級は「行政職(一)に相当する各種比較表」（別紙第6）のとおりとする。
- 2 前項の表の職務の級が2級以下の職員のうち、職務段階等に応じた加算措置が取られている職員又はこれに準じた加算処置が取られている職員については、3級に属する職員に準ずるものとして取り扱うものとする。
- 3 同居者が3人以上のものについては第1項の規定にかかわらず、第1項の表の職務の級が5級、4級及び3級の者にあつては規格d以下の宿舎を、2級以下の者にあつては規格c以下の宿舎を、貸与することができる。
- 4 業務隊長等が宿舎の有効な利用を図るため必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、2級以下の者に対し、規格cの宿舎を貸与することができる。
- 5 独身者に対し宿舎を貸与する場合は、原則として規格aの宿舎を貸与するものとする。なお、独身者が結婚予定等で世帯者用宿舎の貸与を希望する場合は世帯とみなすこととし、貸与申請に係る事項の記録の世帯・独身等の別の欄について、世帯に区分されていることを確認する。
- 6 規格aの宿舎が不足している場合で、貸与を受けたいと希望する独身者への宿舎貸与の必要性が同等と認められるときは、規格aの宿舎は、第1項の表の職務の級が2級以下の独身者又はこれに準ずる独身者への貸与を優先するものとする。

(無料宿舎の貸与)

- 第20条の2 業務隊長等は無料宿舎の貸与において、前条の貸与基準による宿舎に空きがない場合には、その貸与基準を緩和し、官署（駐屯地）からおおむね2キロメートル（令第9条第1号ハに規定する者は、100メートル）の距離内の宿舎を貸与することができる。

(貸与基準の特例)

第21条 規則第27条に規定する管理人に貸与する宿舍の貸与基準は次による。

2 規則第27条第1項に規定に基づく管理人（以下「併任管理人」という。）の宿舍は、規則第11条の規定にかかわらず当該被貸与者の階級等に応ずる貸与基準により1段上位の規格とすることができる。

3 規則第27条第2項の規定に基づく管理人（以下「専任管理人」という。）の宿舍は、原則として規格c以下の宿舍を貸与するものとする。
（宿舍の貸与の申請及び承認）

第22条 業務隊長等は宿舍を貸与しようとする場合には、被貸与者から「宿舍貸与申請書」（別紙第7）を電子メール等により2部提出させるものとし、宿舍の貸与を承認したときは、「宿舍貸与承認書」（別紙第7）を電子メール等により交付するものとする。

2 業務隊長等は宿舍の貸与を受けたい旨を申し出た隊員を他の業務隊長等が維持管理する宿舍に入居させる場合には、前項の「宿舍貸与申請書」を取りまとめて当該業務隊長等に電子メール等により送付するものとする。

3 市ヶ谷駐屯地の通用門からおおむね6キロメートルの距離内にある宿舍であって、財務省理財局長との協議により中央省庁のBCP用宿舍として指定された宿舍については、原則として市ヶ谷駐屯地に勤務する者に対して貸与するものとする。

（同居の申請及び承認）

第23条 被貸与者は、主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとする場合は、業務隊長等に「同居申請書」（別紙第8）電子メール等によりを2部提出し承認を受けるものとする。

2 業務隊長等は、前項の申請が次の各号に該当し、かつ、同居の理由が真にやむを得ないものと認めたときには「同居承認書」（別紙第8）を電子メール等により交付するものとする。

- (1) 同居の期間が恒久的でないこと。
- (2) 有償、無償のいずれを問わず、同居の実体が転貸でないこと。
- (3) 同居が過密居住を来さないものであること。
- (4) その他、宿舍の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

（自動車の保管）

第24条 被貸与者が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定に基づき宿舍の一部に自動車を保管しようとする場合の取扱要領は「公務員宿舍（一般借受宿舍を除く。）の一部に自動車を保管する場合の事務取扱要領」（別紙第9）による。

（宿舍の退去時等に係る事務）

第24条の2 業務隊長等は被貸与者が宿舍（自動車の保管場所を含む。）を退去する場合は、「宿舍退去届・自動車の保管場所使用廃止届」（別紙第10）を宿舍管理人を経由して電子メール等により提出させるものとする。

（有料宿舍の使用料）

第25条 有料宿舍の使用料の算定は「有料宿舍の使用料算定要領」（別紙第11）による。

（仮設物設置の承認）

第26条 規則第21条第1項の規定に基づき、被貸与者が宿舍の敷地内に簡易建築物（以下「仮設物」という。）を設置しようとする場合の承認基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 仮設物の延べ面積が10平方メートル以下であること。
 - (2) 仮設物の基礎は、撤去の際簡単に原状回復できるものであること。
- （宿舍の整備）

第27条 業務隊長等は、宿舍の専用部分及び共用部分の整備について、次の各号に定めるとおり実施するものとする。ただし、一般借受宿舍については「自衛隊の一般借受宿舍の借受けについて（通知）」（防地環第5289号（令和5年3月15日））の定めるところによるものとする。

- (1) 被貸与者から宿舍を明け渡す旨の届け出を受けたときは、速やかに当該宿舍を点検し、被貸与者に対し「宿舍の整備要領」（別紙第12）に基づく必要な整備等の実施について指導及び監督するものとする。
- (2) 宿舍の共用部分の整備について、維持管理に必要であると認めるときは、被貸与者に対し「宿舍の整備要領」（別紙第12）に基づく必要な整備等の実施について指導及び監督するものとする。

（明渡猶予の申請及び承認）

第28条 被貸与者は、法第18条第1項ただし書の規定により引き続き当該宿舍を使用する場合には、同項本文に規定する期限の10日前までに「宿舍明渡猶予申請書」（別紙第13）2部を業務隊長等に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 業務隊長等は、前項の申請に関し、宿舍の有効な利用について総合的に判断するとともに、その他運用等に係る事項については必要に応じて駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第5条第4項第5号に基づく駐屯地司令の監督を受け、その理由が相当であると認めるときは、法第18条第1項ただし書に規定する期間の範囲内で明け渡すべき日を指定して承認するものとする。この場合において、業務隊長等は、被貸与者に「宿舍明渡猶予承認書」（別紙第13）を交付する。
- 3 被貸与者は、前2項の規定により承認された内容に違反して宿舍を明け渡さないときは、法第18条第3項及び令第16条の規定に基づき、明け渡すべき日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる当該宿舍の使用料の額（当該宿舍が無料宿舍である場合には、これらを有料宿舍であるものとみなして令第13条から第15条までの規定により算定した使用料に相当する額）の3倍に相当する金額を損害賠償金として支払わなければならない。ただし、被貸与者が転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類似する事由により、当該宿舍を明け渡さなければならなくなった場合であって、主として当該被貸与者の収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舍に居住させておくことがやむを得ない場合には、明け渡すべき日の1か月前までに「宿舍損害賠償金軽減申請（承認）書」（別紙第13の2）2部を業務隊長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 業務隊長等は、前項の申請に関し、宿舍の有効な利用について総合的に判断するとともに、その他運用等に係る事項については必要に応じて駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第5条第4項第5号に基づく駐屯地司令の監督を受け、その理由が相当であると認め

るときは、第2項の規定により指定した日から3年を超えない期間で、前項に定める損害賠償金の金額を1.1倍に軽減することができる。

(明渡しのための措置)

第29条 方面総監等は、規則第25条の規定に基づき訴えの提起をした場合は、その都度訴状の写を財務局長等に送付するとともに陸上幕僚長に提出するものとする。(厚定第208号)

(債権発生のお知らせ)

第30条 業務隊長等は、公務員宿舎使用料債権及び損害賠償金債権が発生したときは、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則(陸上自衛隊達第16-1号(46.2.25))第8条の規定に基づき、歳入徴収官に対し、債権の発生通知を行うものとする。

(宿舎現況記録の備付)

第31条 業務隊長等は、維持管理する宿舎について宿舎現況記録(別紙第14その1からその7まで)を備え、常時その状況を明らかにしておくものとする。
2 宿舎現況記録には、宿舎の建物の配置図及び家屋又は家屋の部分の平面図を付するものとする。

第5章 報告

(宿舎の設置又は廃止等に関する報告)

第32条 方面総監等は、財務局長等と協議等をし、宿舎の設置又は廃止等を行ったときは、内容を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。(厚定第212号)

(宿舎の滅失、損傷等の報告)

第33条 方面総監等は、宿舎が滅失し又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、規則第30条の規定に基づく報告書を作成し、財務局長等に送付するとともにその写しを陸上幕僚長に提出するものとする。(厚定第213号)

(住宅事情の調査報告)

第34条 方面総監等は、規則第31条に基づき、毎年6月1日現在において「住宅事情の調査要領」(別紙第15)により住宅事情を調査し、その結果を陸上幕僚長に報告するものとする。(厚定第205号)

(宿舎状況の調査報告)

第35条 方面総監等は、規則第32条に基づき、毎年9月1日現在において、宿舎現況記録及び国有財産台帳により、宿舎状況を調査して宿舎現況(維持管理機関・宿舎(住宅)名・土地Ⅰ・土地Ⅱ・建物・貸与・自動車の保管場所)連絡票を作成し、その結果を9月10日までに陸上幕僚長に提出するものとする。(厚定第206号)

(未貸与宿舎の調査報告)

第36条 方面総監等は、各四半期末の1日現在(第4四半期にあつては4月10日)の未貸与宿舎を調査し、その結果を「未貸与状況調査集計表」(別紙第16その1からその3まで)により各四半期末翌月の25日までに陸上幕僚長に報告するものとする。(厚定第209号)

(建設年度・構造・規格別宿舎の調査報告)

第37条 方面総監等は、毎年3月31日現在における宿舍保有戸数を「建設年度・構造・規格別宿舍保有戸数内訳表」（別紙第17その1からその6まで）により4月10日までに陸上幕僚長に報告するものとする。（厚定第211号）
（省庁別宿舍の現状調査報告）

第38条 削除

（公用部分の調整に係る協議の特例及び報告）

第39条 方面総監等は次の各号に掲げるものについて、公用部分による使用料の調整を行うときは、規則第16条第3項又は第4項の協議は成立したものと取り扱うものとする。

- (1) 指定職（陸将・陸将補(一)）に該当する職員で管理又は監督の地位にあるもの及び第1次地方官署（蔵理第1289号（46. 3. 27）「国家公務員等の有料宿舍の使用料の算定について」第6項第1号イ（ロ）に規定する都若しくは道又は数府県の地域を管轄する相当の規模を有する地方支分部局をいう。）の長に貸与している有料宿舍の使用料の調整を行うとき。ただし、控除後の面積が80平方メートル（寒冷地手当の支給地域にあつては87平方メートル）未満となつてはならない。
 - (2) 併任管理人及び専任管理人について、規則第16条第2項の規定による有料宿舍の使用料の調整を行うとき。ただし、併任管理人については、30戸以上の宿舍の管理人とする。
 - (3) 規則第16条第1項の規定に基づき、現に使用料の調整を行っている有料宿舍について、当該宿舍の被貸与者の転任等に伴い、当該宿舍を退去した場合において、当該宿舍の次期被貸与者に係る職名、職務の級及び公用部分として調整しようとする面積が従前の被貸与者に係るものとそれぞれ同一であるものを内容とする規則第16条第1項の規定による使用料の調整を行うとき。
 - (4) 規則第16条第2項の規定に基づき、現に使用料の調整を行っている有料宿舍の被貸与者の転任等に伴い、管理人を辞任した場合において、次期管理人が従前と同一のものの宿舍の維持管理業務を行うことを内容とする規則第16条第2項の規定による使用料の調整を行うとき。
- 2 方面総監等は、前項に規定する処理を行った場合には、次表により財務局長等又は財務事務所長等に通知するとともに、陸上幕僚長に報告するものとする。
（厚定第215号）

使用料の調整の内容	報告期限	報告様式
前項第1号によるもの	使用料の調整を行うことに決定した日から10日以内	別紙第19
前項第2号によるもの	同上	別紙第20
前項第3号によるもの	被貸与者が入居した日から10日以内	別紙第21
前項第4号によるもの	被貸与者が入居した日、又は、使用料の調整を行うことに決定した日から10日以内	別紙第22

（委任規定）

第40条 この要領に定めるもののほか、宿舍の維持及び管理に関する細部の事項は、方面総監等が定めるものとする。

附 則（平成21年3月11日陸幕厚第35号）

別紙第 2（第 1 5 条関係）

無料宿舍貸与該当職員指定書	
所属	
職員	
氏名	
国家公務員宿舍法施行令第 9 条（第 号該当）の規定に基づき、上記職名在任中無料宿舍を貸与できる者として指定する。	
令和 年 月 日	
指定権者官職氏名	

別紙第3(第16条関係)

国家公務員宿舎法施行令第9条の規定に基づく指定台帳

(法第4条第2項、令第9条第 号)

官署名

所轄財務局等名

[illegible]

国家公務員宿舎法施行令第9条該当職員の指定状況報告書
(厚定第210号)

(法第4条第2項)

官署名

令 第 9 条 該 当 号 数	職 名	指定員数	宿 舎 区 分		
			無 料	有 料	自 宅 等
		人	人	人	人
号計					
合 計					

別紙第 5 （第 1 7 条関係）

国家公務員宿舎法施行令第 9 条該当職員の異動通知書

令和 年 月 日

（法第 4 条第 2 項）

官署名

異 事	動 由	令 第 9 条 該 当 号 数	旧		新	
			官 職 名	職 員 数	官 職 名	職 員 数

記載要領

- 1 異動事由欄の用語は、「職名変更」、「削除」及び「一部削除」の 3 種とする。
- 2 「職名変更」及び「一部削除」については新旧対照となるよう記載することとし、「削除」については旧欄に記入する。

別紙第6（第20条関係）

行政職（一）に相当する各種比較表

等級	行政職 俸給表（二）	研究職 俸給表	医療職 俸給表（一）	医療職 俸給表（二）	医療職 俸給表（三）	自衛官俸給表	自衛隊教官俸給表
指定職						陸将 陸将補（一）	
10級		6級	5級			陸将補（二）	
9級		5級の5号俸以上	4級	8級		1等陸佐（一）	
8級		5級の4号俸以下	3級の5号俸以上			1等陸佐（二）	
7級			3級の4号俸以下	7級	7級	1等陸佐（三）	2級
6級		4級 3級の13号俸以上	2級の13号俸以下	6級	6級	2等陸佐	1級49号俸以上
5級		3級の5号俸から12号俸まで	2級の9号俸から12号俸まで	5級	5級	3等陸佐	1級41号俸から48号俸まで
4級	5級	3級の4号俸以下	2級の8号俸以下 1級の25号俸以上			1等陸尉29号俸以上	1級37号俸から40号俸まで
3級	4級	2級の25号俸以上	1級の13号俸から24号俸まで	4級 3級の5号俸以上	4級 3級の5号俸以上	1等陸尉28号俸以下 2等陸尉 3等陸尉69号俸以上 准陸尉105号俸以上 陸曹長105号俸以上	1級25号俸から36号俸まで
2級以下	3級以下	2級の24号俸以下 1級	1級の12号俸以下	3級の4号俸以下 2級以下	3級の4号俸以下 2級以下	3等陸尉68号俸以下 准陸尉104号俸以下 陸曹長104号俸以下 1等陸曹以下	1級24号俸以下

宿舍貸与申請書

〇〇〇長 殿

令和 年 月 日

現住所
(郵便番号)
所属
官職（職務の級、号俸等）

フリガナ
氏名（自署）
認識番号
性別 男 ・ 女

宿舍の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、宿舍の使用に当たっては、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

- 1 申請の理由 ☐異動のため ☐緊急参集要員に指定されたため
☐その他：

2 自宅保有の有無

自宅（戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を ☐ 保有している ☐ 保有していない (以下該当者が記載) 自宅の所在地 宿舍貸与の必要性が失われない理由

- 3 世帯・独身等の別 ☐世帯 ☐独身 ☐単身赴任（☐手当有 ☐手当無）
(注) 「☐」欄には、該当するものに「レ」を記入すること。

4 同居者

氏名	生年月日	年齢	性別	本人との続柄	職業	扶養手当支給の有無	備考

宿舍貸与承認書

令和 年 月 日

〇〇〇長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舍の貸与を承認します。また、上記同居者についても併せて承認します。

記

1 宿 舎

種類	構造・規格	所在地	住宅（宿舍）名・棟・戸番
			住宅（宿舍） 棟 号
専用面積	宿舍使用料月額	入居日	備 考
m ²	円	年 月 日	裏面の貸与の条件参照

(注) 宿舍使用料月額は、自動車の保管場所に係るものを含まない。

2 宿舎の貸与の条件

- (1) 被貸与者は善良な管理者の注意をもって宿舎を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明け渡さなければならない。

ただし、業務隊長等から、2の(1)から(3)の条件に違反し、期限を付してその是正を要求された場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。

ア 職員でなくなったとき。

イ 死亡したとき。

ウ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

エ 宿舎について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。

オ 宿舎の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (5) 宿舎貸与の承認を受けた者は、表記の入居日から10日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。
- (6) 被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を宿舎の管理人及び業務隊長等へ届け出るとともに宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (7) 被貸与者は、申請書記載事項のうち2（自宅保有の有無）について変更が生じた場合には、速やかに業務隊長等へ届け出なければならない。
- (8) 被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、速やかに業務隊長等へ届け出を行い、承認を得なければならない。

また、被貸与者は、申請書記載事項のうち、4（同居者）について変更が生じた場合には、速やかに宿舎の管理人及び業務隊長等に届け出なければならない。
- (9) 宿舎（自動車の保管場所を除く。）の貸与を受けている場合であって、新たに自動車の保管場所の貸与を受けようとする場合は、別途手続きを行わなければならない。
- (10) 宿舎の維持管理の必要に基づき、国において宿舎の内外を調査・修繕するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (11) 被貸与者は、宿舎において動物（金魚、昆虫等、特定容器の中で飼育され、かつ、鳴き声、臭い等を発さず、他人に迷惑をかけないものを除く。）を飼育してはならない。ただし、陸上自衛隊が指定した宿舎（以下「陸自ペット共生宿舎」という。）の被貸与者が犬又は猫の飼育を希望する場合は、当該宿舎を管理する業務隊長等の承認を得た上で、犬又は猫を飼育することができる。
- (12) 陸自ペット共生宿舎において犬又は猫を飼育する被貸与者（以下「飼い主」という。）は、付紙「ペット飼育規則」に定められた事項を遵守しなければならない。

- (13) 上記のほか、被貸与者は宿舎の使用についての指示に反してはならない。

ペット飼育規則

陸自ペット共生宿舎においてペットを飼育するに当たり、次のとおり、ペット飼育規則（以下「本規則」という。）を定める。

（目的）

- 1 本規則は、陸自ペット共生宿舎においてペットを飼育する被貸与者（以下「飼い主」という。）が、ペットを飼育するに当たり、必要な事項を定めることにより、その近隣の地域等における良好な住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

（飼育できる動物の範囲等）

- 2 被貸与者は、陸自ペット共生宿舎において、社会通念上一般家庭において専ら愛玩の目的で飼育されると認められる小動物、小鳥、魚類、昆虫等、特定容器の中で飼育されかつ、鳴き声、臭い等を発さず、他人に迷惑をかけない動物のほか、犬又は猫を飼育することができる。なお、人に危害を加える恐れのある、爬（は）虫類（小型のトカゲ及びカメを除く）、猛禽（きん）類、猿その他毒を有する生物の飼育は禁止とする。
 - (1) 飼い主は、前項に掲げる動物等を、業を目的として飼育してはならない。
 - (2) 被貸与者は、本規則第6項に定める飼育申請手続を経て、陸自ペット共生宿舎を管理する業務隊長等の承認を得なければならない。

3 犬又は猫の飼育頭数及び大きさ等

- (1) 被貸与者は、犬又は猫について、いずれか1頭を飼育することができる。
- (2) 前項に掲げる飼育することができる犬又は猫は、業務隊長等が、飼育申請時点において、成犬時又は成猫時の体重がおおむね10kg以下の大きさのものとして認めたものとする。
- (3) 前項に掲げる小動物の大きさは、当該小動物の全てを被貸与者が一人で持ち運びができるケージに入れて飼育できる程度とする。この場合において小動物を飼育するケージの数は1戸につき1個とする。

4 飼い主の心構え

飼い主は、ペットを飼育するに当たり常に次の事項を心がけなければならない。

- (1) 宿舎の居住者及び近隣住民の生活を尊重し、静穏を害さず良好な住環境の維持向上を図ること。
- (2) ペットの習性、本能等を理解するとともに、飼い主としての責任を自覚し、ペットのしつけ（無駄吠えの防止、「待て」等の行動の制御等）を行うなど、飼育するペットとの適正な共生を図ること。
- (3) 法令、条例等に定められた飼い主の義務を遵守すること。
- (4) 本規則及び業務隊長等の指示、指導を遵守すること。

5 遵守事項等

飼い主は、ペットを飼育するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

(1) 基本的事項

ア ペットは、陸自ペット共生宿舎の室内（以下「住戸」という。）で飼育しな

ければならず、ペットを自由に外出させたり、ベランダ、バルコニー、テラス又は遊具設置場所等において飼育若しくは放置しないこと。

イ ペットの鳴き声や排泄（せつ）物等による宿舍入居者、近隣住民等への損害又は迷惑の防止に努めること。

ウ 住戸以外の場所で動物に餌や水を与え又は排泄をさせないこと。

エ ペットを常に清潔に保ち、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うこと。

オ 努めてペットのみを住戸に残さないように留意する。やむを得ずペットのみを住戸に残す場合は、ケージに入れる、柵に入れ行動場所を制限する等、ペットが自由に行動できない処置を講じること。

カ ペットの飼育に起因して宿舍入居者、近隣住民等若しくは陸自ペット共生宿舍、附帯施設及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合又は宿舍居住者若しくは近隣住民等に傷害等を与えた場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。なお、業務隊長等は各種処置に関し一切の責任を負わないことを認識した上でペットを飼育すること。

キ 地震、火災等の非常災害時には、ペットが近隣住民又は宿舍居住者等に危害を及ぼさないよう不時の脱走防止等に留意するとともに、ペットの保護に努めること。

ク 万が一、ペットが住戸から脱走した場合には、維持管理機関及びペットクラブの長に通報するとともに、速やかな保護に努めること。

ケ 飼い主は、ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。やむを得ず飼育をやめる場合又は第8項第2号又は第9項第3号の規定に基づきペットの飼育を禁止された場合は、犬又は猫にあっては第6項の規定に基づき業務隊長等に届け出た引取人に引き取らせ、これにより難しい場合は新たな引取人を探す等しなければならないものとし、その他のペットにあっては自らの責任において引取人を探しこれに引き取らせる等すること。

コ ペットが死亡した場合は、地方公共団体ごとの処置要領を遵守し、適切な処置を行うこと。埋葬する際は、国有地を使用してはならない。

(2) 宿舍居住者等への配慮事項

ア 住戸の外（ベランダ、バルコニー及びテラス含む）で、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃をし、又はトイレ用の砂の乾燥を行わないこと。

イ ペットの手入れ又は飼育用具等の清掃等を行う場合は、必ず住戸内で実施し、併せて窓を閉めるなど毛の飛散を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。

ウ やむを得ずペットが住戸の外で排泄をした場合は、排泄物等を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所を速やかに清掃、消臭等し、排泄物を衛生的な方法により処理すること。

エ ペットを伴って住戸の外に出るときは、ペットをケージ、キャリーケース等に入れ又はリードで結ぶなどペットの行動を制御できるようにすること。

オ 原則、23時から翌日6時までの間における宿舍地域での散歩は禁止とする。また、努めて23時以降、ペットを住戸外に連れ出すことを避けるものとする。

(3) 住戸等修繕に関する事項

ア ペット飼育に起因して発生した宿舍及びその設備機器又は、造作等の汚破損等（爪若しくは歯などによる引っかき傷又は排泄物等の飛散、匂いつけ行動その他飼育に伴う汚れ、臭いの付着、毛詰まり等）の修繕、取替え（消臭又は消

- 毒等を含む。)は、飼い主が実施するものとする。
- イ 上記に伴い飼い主が不明なペットに起因する修繕等が生起した場合は、原則として、当該宿舎の飼い主に共同負担させることとする。
- ウ 飼い主は、退去時、必要な原状回復を行うとともに、業者によるハウスクリーニングを実施するものとする。
- (4) 犬又は猫の飼い主に係る遵守事項犬又は猫の飼い主は、前項各号に定める事項のほか、併せて次の各号の事項を守り、犬又は猫を適正に飼育しなければならない。
- ア 犬又は猫の飼い主はペットクラブに加入するとともに、ペットクラブを通じて犬又は猫との適正な共生のために自主的に活動するよう努めること、及びペットクラブが本規則に基づき指示若しくは指導又は警告等を行った場合はこれに従うこと。
- イ ペットクラブがしつけ教室等を実施する場合は、原則、参加すること。
- ウ 犬の飼育に当たっては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項に基づく登録を受け、同条第3項に基づき鑑札を着けていること、かつ、自己の所有であることを明らかにするため努めて犬にマイクロチップを注入すること。猫の飼育に当たっては、自己の所有であることを明らかにするため、努めて猫にマイクロチップを注入すること。
- エ 宿舎居住者、近隣住民等に対しての損害又は迷惑を防止するため、犬及び猫いずれにあってても、原則として不妊又は去勢の手術を受けさせること。
- オ 犬について、狂犬病予防法第5条の規定に基づき狂犬病予防注射を受けさせること、及び犬又は猫について、健康診断を受診するよう努めること。
- カ 犬又は猫の飼育に当たっては、集合住宅での飼育に適するしつけを充分に行うこと。
- キ 犬又は猫を伴って宿舎のエレベーターを利用する場合は、ケージ等に入れる、抱きかかえる、端に寄せ飼い主が同乗者との間に入る等、他の利用者への配慮を行うこと。
- ク 犬又は猫が死亡した場合及び飼い主の都合により飼育をやめる場合は、業務隊長等に届け出ること。

6 飼育申請等手続

犬又は猫の飼育を希望する者は、ペット飼育申請書（属紙第1）に必要事項を記入の上、次の必要書類を添えて業務隊長等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出することができない場合は、その旨を証する書類をもって、これに代えることができるものとする。

(1) 必要書類

ア 獣医師の所見書（ただし、属紙第2に示す犬種の血統証明書等がある場合はその写し）

獣医師の所見書（一例）	
飼い主氏名：	
犬又は猫の名前：	
犬（猫）種	※判断可能な場合に記入
純血種・雑種	純血種・雑種・不明（いずれかに○）
成犬（猫）・未成犬（猫）	成犬・未成犬・成猫・未成猫（いずれかに○） 年齢 歳（年齢は推定可）

性別	雄 雌（去勢処置有・不妊処置有・不明）（いずれかに○）
この犬（猫）は、成犬（猫）時におおむね10kgの条件を満たすものと思われます。	
獣医師氏名：	

イ 不妊手術又は去勢手術を終えていることを証する書面又はその写し（ただし、アの書類で確認できる場合を除く。）

ウ 狂犬病以外の感染症について、一年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し

エ マイクロチップの注入を受けていることを証する書面又はその写し

(2) 登録証

業務隊長等は、前号の提出書類により犬又は猫が条件を満たしていることが確認できたときは、ペット飼育承認書（属紙第1後段）及び登録証を発行するものとし、犬又は猫の飼い主は、当該登録証を玄関扉に近接する見やすい場所に掲示しなければならない。

(3) 講習会

前項の場合において、業務隊長等又は業務隊長等の指定する者が講習会を開催するときは、飼い主はこれに参加しなければならない。

(4) 飼育を中止する場合

飼い主は、犬又は猫の死亡その他の理由により犬又は猫の飼育を中止しようとするときは、業務隊長等が別に定める書面により、業務隊長等に届け出なければならない。

7 ペットクラブ

犬又は猫の飼い主は、第1条の目的を達成するために、他の全ての犬又は猫の飼育者と共同して、ペットクラブを設け、運営するものとする。

(1) ペットクラブは、犬又は猫の飼い主、前条に定める飼育申請を行うことを予定している被貸与者、又は入会を希望する陸自ペット共生宿舍の被貸与者のほか、ペットクラブが入会を認めた者を会員（以下「会員」という。）として組織するものとする。

(2) ペットクラブの役割は、次に掲げるとおりとする。

ア 会員相互間のコミュニケーションを図り、その友好を深めること。

イ 年1回を基準として、犬又は猫のしつけ教室等を実施し、飼育のマナーを向上させること。

ウ ペット共生宿舍における犬又は猫の飼育に関する苦情の窓口

エ 犬又は猫の飼育に起因する宿舍居住者又は近隣住民等への損害又は迷惑を防止するため及び犬又は猫との共生について宿舍居住者又は近隣住民等の理解を得るために必要な活動を行うこと。

オ 犬又は猫の飼育に関する苦情やトラブル等につき、その内容を明らかにした上で、その解決のために必要な助言又は指導等適切な対処をすること。

カ 本規則に違反した犬又は猫の飼い主に対し、犬又は猫の飼育方法やしつけ等の指示若しくは指導又は警告等を行うこと。

キ 前号の措置にもかかわらず改善が認められない場合には、維持管理機関の長に報告すること。

ク 苦情又はトラブルの発生状況及びその措置等について、年1回以上、業務隊長等及び宿舍の自治会長に文書で報告すること。

(3) ペットクラブは、執行部の選出又は総会の招集その他ペットクラブの運営に必

要な事項を本規則に抵触しない範囲において会則で定め、又はこれを改正すること。

- (4) 前項の場合において、会則の制定又は改正を行ったときは、ペットクラブは、速やかに業務隊長等及び宿舍の自治会長に通知しなければならない。

8 未申請動物に対する措置

ペットクラブは、第6項に定める飼育申請手続を経ていない犬又は猫の飼育を発見した場合は、当該犬又は猫の飼い主に対して飼育申請手続を経るよう指導するものとする。

- (1) ペットクラブの指導に飼い主が従わない場合は、当該飼い主の氏名、住戸番号を業務隊長等に報告する。
- (2) 業務隊長等は、前項の報告を受けたときは、ペットクラブの指導に従わない飼い主に対し、指導に従うよう勧告し、当該飼い主が勧告に従わない場合は、当該飼い主に対し、犬又は猫の飼育を禁止することができる。

9 違反者に対する措置

ペットクラブは、犬若しくは猫の飼い主が本規則に違反したとき又は飼育する犬若しくは猫が宿舍入居者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、飼育方法の指示若しくは保健所への届出等を含めた指導又は警告等を行うことができる。

- (1) ペットクラブの措置にもかかわらず改善が認められない場合は、業務隊長等は、ペットクラブの報告に基づき、改善の認められない飼い主に対し、是正又は改善に必要な指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。
- (2) 業務隊長等は、前項に定める場合のほか、小鳥、魚類、昆虫等の飼い主が本規則に違反したとき又は飼育する小鳥、魚類、昆虫等が宿舍居住者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、是正又は改善に必要な指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。
- (3) 業務隊長等は、本項第1号及び第2号の指導又は警告等に従わない飼い主に対し、ペットの飼育を禁止することができる。
- (4) 業務隊長等は、前号の飼育禁止にも拘わらず飼い主等がペットの飼育をやめない場合は、宿舍からの退去を要請することができる。

10 身体障害者補助犬の適用除外

被貸与者が、陸自ペット共生宿舍において、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合は、本規則の一部（第4項及び第5項1号）を除き適用しない。

11 規則の改正

この規則に定めるもののほか、ペット飼育に係る細部の事項は、業務隊長等が定めるものとする。本規則の改正は、業務隊長等が行う。なお、業務隊長等は、前項に定める本規則の改正に当たっては、ペットクラブ、自治会等の意見を徴することができる。

ペット飼育申請書

〇〇〇長 殿

令和 年 月 日

所 属
官 職（職務の級、号俸等）
フリガナ
氏 名（自署）

ペットの飼育の許可を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 飼育を申請するペットの状況

ペットの種類	犬 ・ 猫	性 別	オス・メス
ペットの名前		生年月日	(才)
犬（猫）種		色、毛色	
体 長	c m	体 重	k g
避妊又は手術の状況	年 月 実施	予防接種（最終実施日）	年 月 実施
マイクロチップ装着日			

申請するペットの写真
(申請時1ヶ月以内で全身が映っているもの)

2 緊急時等の引取人

(1) 引取人①（必須）

氏名(ふりがな)		申請者との関係	
住 所	〒 ー	連絡先	

(2) 引取人②（必須）

氏名(ふりがな)		申請者との関係	
住 所	〒 ー	連絡先	

(3) 引取人③

氏名(ふりがな)		申請者との関係	
住 所	〒 —	連絡先	

3 確認事項（申請者は、内容を確認し、同意したならば、□にチェックを入れる。）

- ☐ ペット飼育規則の内容について確認、理解しました。特に以下の事項について理解しました。
- ☐ 飼い主の心構え（第5条）及び遵守事項等（第6条）について理解しました。
- ☐ 退去時に必要な整備を実施しなければならないことを理解しました。また、退去時、業者によるハウスクリーニングを実施しなければならないことを理解しました。
- ☐ ペットクラブへの入会及び活動への参加義務について理解しました。
- ☐ ペット飼育規則の内容に違反した場合、ペットの飼育を禁止され、状況によっては宿舍を退去しなければならないことを理解しました。

4 必要書類確認欄（維持管理機関チェック欄）

- ☐ （犬の飼育を希望する場合）血統証明書等又は獣医師の所見書
- ☐ （犬の飼育を希望する場合）一年以内に実施した予防接種に関する証明証又は写し
- ☐ マイクロチップ装着証明書又は写し
- ☐ 避妊又は去勢の手術を終えていることを証する書面又は写し

-----（切り取り）-----

ペット飼育承認書

令和 年 月 日

〇〇〇長

上記申請者に対し、下記のとおり宿舍におけるペット飼育を承認します。

記

宿舍名・棟・戸番	被許可者（飼い主）	許可日
棟 宿舍号		年 月 日～

飼育可能な犬種一覧（基準）

【ア】

アーフェンピンシャー／アイリッシュ・テリア／アメリカン・コッカー・スパニエル／イングリッシュ・コッカー・スパニエル／イタリアン・グレーハウンド／ウィペット／ウェスト・ハイランド・ホワイト・テリア／ウェルシュ・コーギー・ペンブローック／ウェルシュ・テリア／オーストラリアン・テリア

【カ】

キャバリア・キング・チャールズ・スパニエル／キング・チャールズ・スパニエル／ケアーン・テリア／コーイケルホンディエ／コトン・ド・テュレアール

【サ】

シーザー／シーリハム・テリア／柴／シルキー・テリア／ジャーマン・ハンティング・テリア／ジャック・ラッセル・テリア／シェットランド・シープドッグ／シッパキー／スカイ・テリア／スコティッシュ・テリア／スムース・フォックス・テリア

【タ】

ダックスフンド（スタンダード・ミニチュア・カニーンヘン）／ダンディ・ディンモント・テリア／チワワ／チャイニーズ・クレステッド・ドッグ／チベタン・スパニエル／チベタン・テリア／狆（ちん）／トイ・マンチェスター・テリア／トイ・プードル

【ナ】

日本スピッツ／日本テリア／ノーフォーク・テリア／ノーリッチ・テリア

【ハ】

パーソン・ラッセル・テリア／パグ／バセンジー／パピヨン／ビーグル／ビション・フリーゼ／プチ・ブラバンソン／ブリュッセル・グリフォン／フレンチ・ブルドッグ／ペキニーズ／ベドリントン・テリア／ボーダー・テリア／ボストン・テリア／ポメラニアン／ボロニーズ

【マ】

マルチーズ／マンチェスター・テリア／ミニチュア・シュナウザー／ミニチュア・ピンシャー／ミニチュア・プードル／ミニチュア・ブル・テリア／メキシカン・ヘアレス・ドッグ

【ヤ】

ヨークシャーテリア

【ラ】

ラサ・アプソ／レークランド・テリア／ローシェン

【ワ】

ワイアー・フォックス・テリア

同居申請書

〇〇〇長 殿

令和 年 月 日

所 属
官 職
宿舎名
フリガナ
氏 名（自署）

TEL

棟 号

下記の者の同居を承認されたく申請します。

記

1 同居者

氏 名	生年月日	年齢	性別	本人との 続 柄	職 業	備 考

2 理由

3 同居申請期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

同居承認書

令和 年 月 日

〇〇〇長

上記申請者に対し、下記のとおり承認します。

記

同居承認期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

公務員宿舍（一般借受宿舍を除く。）の一部に自動車を保管する場合の事務取扱要領

- 1 被貸与者は、宿舍（自動車の保管場所）貸与申請書（付紙）を2部業務隊長等へ提出し、承認を受けるものとする。
- 2 業務隊長等は、規則第1条第3項に規定する単独宿舍において被貸与者から新たに自動車の保管場所の貸与の申請があった場合には、自動車の保管及び当該場所への運行が宿舍の維持管理上支障を及ぼさず、かつ、危険性を伴わないと認められる場所に自動車の保管場所を設置し、当該場所を貸与することができるものとする。なお、自動車の保管場所の貸与に際して、被貸与者から自動車の進入等のために囲障、溝等の模様替を行おうとして規則第21条第1項の規定により承認を申請してきた場合には、当該模様替に係る経費は被貸与者の負担によること及び宿舍を明け渡すとき又は業務隊長等の要求があったときは、被貸与者の負担において直ちに原状回復することを条件とすることとして、承認して差し支えない。
- 3 自動車の保管場所の貸与に当たっては、原則として、業務隊長等の定める整理簿に当該保管場所の貸与希望者として登録した順序を尊重するものとする。ただし、他の選定方法がより適切であると考えられる場合には、業務隊長等が別に定める方法によることができるものとする。
- 4 業務隊長等は、規則第1条第3項に規定する共同宿舍において新たに自動車の保管場所を設置しようとする場合には、自動車の保管及び当該場所への運行が宿舍の維持管理及び共同の使用に支障を及ぼさず、かつ、危険性を伴わないと認められる場所に設置するものとし、被貸与者から新たに自動車の保管場所の貸与の申請があった場合には、当該場所を貸与できるものとする。
- 5 宿舍構内において無断駐車を発見した場合には、業務隊長等は文書等をもって警告するなど早期に排除する措置を講ずるものとする。
- 6 被貸与者が自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年政令第145号）第4条第1項及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令329号）第2条の規定により自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号に規定する書面の交付を申請してきた場合における当該書面の交付は、当該宿舍を維持管理する業務隊長等が行うこととする。
- 7 被貸与者が自動車を保管するために自己の負担において簡易建築物（以下「仮設物」という。）の設置を行おうとして規則第21条第1項の規定により承認を申請してきた場合は、原則としてこれを承認しない。ただし、単独宿舍に仮設物を設置する場合で、かつ、仮設物の設置が当該宿舍の維持及び管理に支障を及ぼさないと認められた場合に限り、次により承認して差し支えない。
 - (1) 仮設物は、容易に撤去できるものに限る。
 - (2) 宿舍を明け渡すとき又は業務隊長等の要求があったときは、被貸与者の負担において直ちに完全に撤去することを条件とする。
 - (3) 仮設物の設置に当たって必要となる建築基準法令等に基づく措置は、当該措置を行う被貸与者において行う。
 - (4) 仮設物の設置のための囲障、溝等の模様替に係る経費は被貸与者の負担によること及び宿舍を明け渡すとき又は業務隊長等の要求があったときは、被貸与者の負担において直ちに原状回復することを条件とする。

宿舎（自動車の保管場所）貸与申請書

○○○長 殿

令和 年 月 日

現住所
 （郵便番号 ）
 所属
 官 職（職務の級、号俸等）

フリガナ
 氏 名（自署）
 認識番号
 性 別 男 ・ 女

下記記載の自動車の保管場所の貸与を受けたいので下欄のとおり申請します。なお、自動車の保管場所を含め宿舎の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

自動車の社名・車種名		自動車登録番号	
自動車の所有者	(本人との続柄)		
自動車の使用者	(本人との続柄)		

管理人氏名

(注) 管理人の署名は、自動車の保管場所の貸与を承認するものではないことから、署名された貸与申請書については、業務隊長等へ必ず提出すること。

宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書

上記申請者に対し、下記のとおり自動車の保管場所の貸与を承認します。
 令和 年 月 日

○○○長

記

1 宿舎（自動車の保管場所）

種 類	所 在 地	住宅名・棟・戸番
		住宅（宿舎）
指定保管場所		号棟 号
専用開始日	保管場所に係る宿舎使用料月額	備 考
年 月 日		裏面の自動車の保管場所貸与の条件

2 自動車の保管場所貸与の条件

- (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
- (2) 被貸与者は、自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは自動車の保管場所の用以外の用に供し、又は承認を受けないで改造その他の工事を行ってはならない。
- (3) 被貸与者は、その責に帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りではない。
- (4) 被貸与者は、次の各号の一に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に自動車の保管場所を明け渡さなければならない。ただし、業務隊長等から、2の(1)から(3)までの条件に違反し、期限を付してその是正を要求された場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
 - ア 職員でなくなったとき。
 - イ 死亡したとき。
 - ウ 転任、配置換、勤務する官署の移転その他これらに類する事由により、宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
 - エ 自動車の保管場所について国等の事務又は事業の運営の必要に基づき、先順位者が生じたため明渡しを請求されたとき。
 - オ 自動車の保管場所を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (5) 被貸与者は、国が工事等宿舎の維持管理のため、一時的に自動車の保管場所の明渡しを請求した場合には、これに従わなければならない。
- (6) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の5日前までに明け渡す日を宿舎の管理人及び業務隊長等へ届け出るとともに自動車の保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。
- (7) 被貸与者は、その使用する自動車の社名・車種名、登録番号等に変更が生じた場合には、速やかに宿舎の管理人及び業務隊長等へ届け出なければならない。
- (8) 宿舎の維持管理の必要に基づき、国において自動車の保管場所を調査・修繕するときは、被貸与者は正当な事由なくこれを拒んではならない。
- (9) 宿舎内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、国は一切その責任を負わない。
- (10) 上記のほか、被貸与者は自動車の保管場所及び自動車の使用についての指示に反してはならない。

宿舎退去届・自動車の保管場所使用廃止届

令和 年 月 日

〇〇〇長 殿

所 属
宿舎名・棟・戸番 宿舎 棟 号
フリガナ
氏 名（自署）

下記のとおり { □宿舎を退去
□自動車の保管場所を使用廃止
記 } します。

1 宿舎の退去（□有・□無）

（1）退去年月日 令和 年 月 日

（2）転居先 フリガナ
〒

（3）転居後の連絡先 電話番号 （□自宅 □携帯電話 □勤務先）

（4）退去の理由

2 自動車の保管場所の使用廃止（□有・□無）

（1）使用廃止年月日 令和 年 月 日

（2）指定保管場所

（3）廃止の理由

原状回復完了日 令和 年 月 日 完了

上記のとおり確認する。

管理人氏名

- （注） 1．本様式は、宿舎の管理人を経由して業務隊長等へ提出すること。
2．本様式内の「□」欄には、該当するものに「レ」を記入すること。

有料宿舍の使用料算定要領

有料宿舍の使用料の算定は、令及び規則に定めるもののほか、次による。

- 1 使用料の対象となる家屋又は家屋の部分の延べ面積の計算
 - (1) 平面図を基礎とし、実測により、1 平方メートル未満の部分は、小数点以下第 3 位を切り捨て、第 2 位までを算出する。

共同宿舍の場合には、各戸に相当する部分の面積をそれぞれ算出する。
 - (2) 家屋又は家屋の部分の延べ面積（使用料算定の対象となる面積）には、専用の物置（「専用の物置」とは、面積が 4 平方メートル以内で通常の居住部分の内部から当該物置を使用できないもの、共同の物置であっても各戸専用の部分が完全に区画されたものにあっては、当該専用の部分を専用の物置とみなす。）を含むものとし、井戸小屋、電動機室等工作物に類するもの、バルコニー、ベランダ、テラス、出窓等を除く。
- 2 令第 1 3 条第 1 項に規定する 1 平方メートル未満の端数の整理は、次による。

当該宿舍の延べ面積に令第 1 3 条第 2 項の規定による調整を加えない場合は当該宿舍の延べ面積の端数をそのまま切り捨て、調整を加える場合は調整を加えた後、その端数を切り捨てる。
- 3 規則第 1 4 条に規定する経過年数による有料宿舍の使用料の調整を行う場合は、次による。
 - (1) 規則第 1 4 条第 1 項の「建築」とは、規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する新築、増築、改築及び移築をいう。
 - (2) 模様替、購入、交換、寄付、転用又は借受の方法により設置された宿舍の建築時は、当該建物が建築が建築されたときとする。
 - (3) 増築、模様替その他の方法により設置された宿舍については、規則第 1 4 条第 3 項の規定により処理する場合があるので留意するものとする。
 - (4) 規則第 1 4 条第 1 項に規定する調整を行う場合において、当該宿舍の家屋又は家屋の部分（規則第 6 条第 3 項に規定する独立した専用物置その他財務大臣の定めるものを含む。）に異なる構造部分があるときは、これらの部分のうちその床面積が最大のものの構造をもって当該宿舍の構造とし、同項の表に定める構造区分に従い行う。
 - (5) 規則第 1 4 条第 1 項の規定による若年の独身者に有料宿舍を貸与する場合における同条第 2 項に基づく基準使用料の額の調整の効力は、次による。
 - ア 被貸与者が給与法別表第一イ行政職俸給表（一）の職務の級が 3 級となった場合又はそれに準ずる級となった場合の使用料の調整終期は、当該級となった日の前日とする。
 - イ 被貸与者から別紙第 8 の提出があった場合等、独身者の要件に該当しなくなった場合又はその後再び独身者の要件に該当することとなった場合には、基準使用料の額の調整について確認が必要となるため留意するものとする。
 - ウ 独身者が結婚予定等で世帯者用宿舍の貸与を希望し、貸与申請に係る事項の記録の世帯・独身等の別の欄について世帯に区分されている場合には、規則第 1 4 条第 2 項は適用しないことに留意するものとする。

- 4 規則第15条第1項に規定する施設の差異による有料宿舍の使用料の調整を行う場合は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 同項第1号に規定する「応急仮設のもの」とは、次のいずれかに該当する建物とする。
- ア 屋根を木羽、杉皮又はルーフィング（防水紙）で被覆したもの。
 - イ 正規の基礎工事を行わないもの。
 - ウ 畳に替え、ござ、アンペラその他上敷を用いているもの。
 - エ 軸組材の細いもの。
 - オ 転用により設置した公務員宿舍である旧デイペンデントハウスのうち、内部の間仕切り、模様替等が応急仮設的であるため、居住の用に供することが極めて不便と認められるもの。
- (2) 同項第2号に規定する「居住の用」については、例えば、終戦処理費等により在日米陸軍人等の居住の用に供するため建築された建物は、本号にいう居住の用以外の用に供する目的で建築された建物とする。
- (3) 同項第3号に規定する「給排水設備」のうち給水設備とは、上水道（簡易水道を含む。）及び井戸（手動式、電動式のいずれを問わない。）の両者をいい、雨水又は自然の流水若しくは湧水に依存する場合であっても、国において貯水又は配水の設備をした場合には、これに含まれるものとし、水栓の数は問わないこととする。
- (4) 同項第6号に規定する「ガス設備」には、プロパンガス又は都市ガス利用のための設備を含み、ガス栓の数を問わないこととする。ただし、プロパンガス等については、少なくともその格納装置施設及び実際使用箇所1か所以上への配管を国において行ったことを要件とする。
- 5 規則第15条第3項に規定する有料宿舍に昇降機が附設されている場合における当該宿舍の使用料に加算する額（以下本項において「加算額」という。）の月額は、次による。
- (1) 次の算出により算出した1平方メートル当たりの額を基準使用料の額に加算するものとする。
- （保守経費＋運行に要した電気料）÷総専用面積
- ア 保守経費は、契約方式がフルメンテナンスの場合は、月額の契約額の50%とし、P. O. G.（パーツ・オイル・アンド・グリース）の場合は、月額の契約額の全部とする。
- イ 運行に要した電気料は、月額の基本料金に1月平均電力使用料金を加算した額とする。
- ウ 総専用面積は、昇降機附設による使用料の加算を行う宿舍の各戸の専用面積の合計面積とする。
- (2) 昇降機の供用開始前において、その運行に要する電気料が不明のため加算額を算定することが困難な場合には、類似の前例があるときは、それによることとし、その他のときは、運行に要する電気料の見込額をもって加算額を算定するものとする。ただし、供用開始後相当の期間を経て、1月の平均使用電力量が判明したときは、これにより再計算を行なうものとする。
- (3) 1団地内に昇降機の附設されている宿舍が2棟以上ある場合は、昇降機が附設されている宿舍の全部をとりまとめて第1号に掲げる算式をもって計算するも

のとする。

- (4) 保守契約に基づく保守料又は電気料金の改定があったときは、その翌月から加算額を改定するものとする。

6 規則第16条に規定する公用部分による使用料の調整を行う場合は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則第16条第1項の規定を適用するときは、次により処理する。

ア 公用部分を認めることができる者として指定した官職（当該者が独立行政法人の職員の場合には、官職に準ずるものを含む。以下同じ。）は、次のとおりである。

(ア) 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）別表第10の指定職俸給表の適用を受ける職員又はこれに準ずる職員であって、管理又は監督の地位にあるもの。

(イ) 第1次地方官署（都若しくは道又は数府県の地域を管轄する相当の規模を有する地方支分部局をいう。）の長。（（ア）に掲げる者を除く。）

(ウ) 前（イ）に掲げる以外の地方官署のうち、勤務する職員の定数（定数がないときは、現員の数）が20名以上であるものの長のうち、その属する職務の級（一般職給与法別表第1の行政職俸給表（一）の職務の級をいう。以下同じ。）が10級若しくは9級である職員又はこれに準ずる職員。

イ 公用部分として使用料の調整を行なうことができるのは、当該部分が、貸与を受けた職員の職務に関し会議その他の公用に供せられる頻度が高いものである場合に限るものとする。

ウ 公用部分の面積を控除するときは、次により行なう。

(ア) 控除する面積の限度は、原則として、法第9条に規定する建設（一部の改築を除く。）、購入、交換、又は借受（有償のものに限る。）の方法により設置された宿舍については、34平方メートルとし、その他の宿舍については、家屋又は家屋の部分の延べ面積の20％に相当する面積又は34平方メートルのいずれか大である面積とする。ただし、控除後の面積が80平方メートル（寒冷地手当の支給地域に所在する宿舍については、87平方メートル）未満となつてはならない。

(イ) 公用部分による延べ面積の控除は、室単位で行なうこととする。

- (2) 規則第16条第2項の規定を適用するときは、次により処理する。

ア 規則第27条第1項の規定する管理人（以下「併任管理人」という。）のうち、20戸以上の宿舍の維持管理業務を行う者については、宿舍の延べ面積から公用に供する部分として15平方メートルを控除して延べ面積に調整を加えるものとする。

イ 規則第27条第2項に規定する専任管理人については、宿舍の延べ面積から公用に供する部分として70平方メートル（規則第16条第2項が適用される場合については77平方メートル）を控除して延べ面積に調整を加えるものとする。ただし、控除する面積は、当該宿舍の述べ面積を限度とする。

- (3) 次に掲げる処理を行なうものであるときは、規則第16条第3項又は第4項の協議は整ったものとして取り扱う。

ア 前第1号ア（ア）から（イ）までに掲げる者について、第1号のウによる使用料の調整を行うとき。

- イ 専任管理人及び30戸以上の宿舍の併任管理人について規則第16条第2項の規定による使用料の調整を行うとき。
- ウ 規則第16条第1項に基づき、現に使用料の調整を行っている有料宿舍について、当該宿舍の被貸与者が転任等に伴い、当該宿舍を退去した場合において、当該宿舍の次期被貸与者にかかる職名、職務の級（職務の級に準ずるものを含む。以下同じ。）及び公用部分として調整しようとする面積が従前の被貸与者にかかるものとそれぞれ同一であるものを内容とする規則第16条第1項の規定による使用料の調整を行うとき。
- エ 規則第16条第2項の規定に基づき、現に使用料の調整を行っている有料宿舍の被貸与者が転任等に伴い、管理人を辞した場合において、次期管理人が従前と同一のものの宿舍の維持管理業務を行うことを内容とする規則第16条第2項の規定による使用料の調整を行うとき。
- (4) 公用部分による使用料の調整についての効力は、次による。
- ア 規則第16条第3項又は第4項の規定による協議を行うものにあつては、その同意のあつた日の属する月の翌月1日から生ずる。
- イ 前号ア又はイにより、処理するものにあつては、使用料の調整を行うことに決定した日（遡及しないこととする。）の属する月の翌月1日から生ずる。
- ウ 前号ウに処理するものにあつては、時期被貸与者が入居した日（貸与承認書に記載された入居日。以下同じ。）から生ずる。
- エ 前号エに処理するものにあつては、次期管理人が前管理人の宿舍に入居する場合は、入居した日、又は、被貸与者のうちから管理人を選任する場合は、使用料の調整を行うことに決定した日から生ずる。
- 7 規則第18条に規定する土地の面積が著しく大きいことによる有料宿舍の使用料の調整を行う場合には、次の各号に定めるところによる。
- (1) 「もっぱら使用するべきその土地の面積」とは、門、圍障、池沼、道路、河川等により隣地と完全に区画され、当該宿舍の被貸与者が独占的、排他的に占有し得る土地の面積をいう（ただし、自動車の保管場所の面積を除く。）
- (2) 土地の面積は、実測により、1平方メートル未満の部分は、小数点以下第3位を切り捨て、第2位までを算出する。
- (3) 宿舍の用に供する土地（宿舍が集团的に設置されているときは、その全部の宿舍の土地）のうちに1平方メートル当たりの価格に異なる部分があるときは、これらの価格を異なる部分の面積により加重平均して得た金額を同条の土地の1平方メートル当たりの土地の価格とする。
- 8 令及び規則に定められた有料宿舍の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるとおりである。
- (1) 算式は、次による（算出された使用料の額に円未満の端数があるときは、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところにより、これを切り捨てる。）。
- ア 有料宿舍の使用料（自動車の保管場所に係るものを除く。）

1平方メートル当たり調整済基準使用料の額

×

調整済延べ面積

(ア) 1平方メートル当たり調整済基準使用料の額は、次の算式により算出された額である。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{基準使用料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{経年による} \\ \text{控 除 額} \\ \hline \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{|c|} \hline \text{施設の差異に} \\ \text{よる 調 整 率} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{昇降機附設に} \\ \text{よる 加 算 額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{土地面積が著し} \\ \text{く大きいこと} \\ \text{よる 加 算 額} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{特別の事情に} \\ \text{よる 調 整 額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{消費税等加算額} \\ \hline \end{array} \right]$$

- (注) 1 「基準使用料」は、令第13条第1項に規定する表に定める延べ面積（同条第2項の規定による延べ面積を調整する前の延べ面積）の区分及び有料宿舍の所在地の区分に応じた金額（規則第13条の規定による調整を加えたときは、その調整後の金額）とする。なお、単身赴任者及び若年の独身者に貸与する場合には、規則第14条第2項により調整を行った金額とする。
- 2 「施設の差異による調整率」は、規則第15条第1項に該当する場合（ただし、規則第15条第2項が適用される場合を除く。）は、 $1 - 10 / 100 \times$ 同項の該当数とする。ただし、その率が $70 / 100$ を下回るときは、 $70 / 100$ とする。
- 3 「昇降機附設による加算額」は、第5項により算出された額とする。
- 4 「土地面積が著しく大きいことによる加算額」は、規則第18条の表の金額 $\times$ {土地の専用面積 $-$ (延べ面積 $\times 3$)} $\div$ 調整済延べ面積により算出された額とする。
- 5 「特別の事情による調整額」は、規則第19条第2項の規定による協議が整った調整の方法により算出された額とする。
- 6 規則第20条に該当する部分については、上記算式により算出された額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して調整する。

(イ) 調整済延べ面積は、次の算式により算出された面積である。（算出された面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{延べ面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{公 用 部 分} \\ \text{の 面 積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{延べ面積が著し} \\ \text{く大きいこと} \\ \text{よる 控 除 面 積} \\ \hline \end{array} \pm \begin{array}{|c|} \hline \text{特別の事情に} \\ \text{よる調整面積} \\ \hline \end{array}$$

- (注) 1 「延べ面積が著しく大きいことによる控除面積」は、(延べ面積 $-$ 公用部分の面積 $- 100$ 平方メートル) $\times 50 / 100$ により算出された面積とする。
- 2 「特別の事情による調整面積」は、規則第19条第2項の規定による協議が整った調整方法により算出された面積とする。

イ 有料宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものに限る。）

$$\boxed{\begin{array}{c} 1 \text{ 平方メートル当たり} \\ \text{調整済基準使用料の額} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{自動車の保管場所の面積} \\ (12.5 \text{ 平方メートル}) \end{array}}$$

1平方メートル当たり調整済基準使用料の額は、次の算式により算出された額である。

$$\boxed{\text{基準使用料}} \pm \boxed{\begin{array}{c} \text{立 地 条 件 に} \\ \text{よ る 調 整 額} \end{array}} \pm \boxed{\begin{array}{c} \text{施 設 の 差 異 に} \\ \text{よ る 調 整 額} \end{array}}$$

(2) 使用料の日割計算は、次の方法による。（算出された使用料の額に円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てる。）。

ア 有料宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものを除く。）

$$\text{当該宿舎の使用料} \times \frac{\text{当該月の入居日数}}{\text{当該月の日数}}$$

イ 有料宿舎の使用料（自動車の保管場所に係るものに限る。）

$$\text{有料宿舎（自動車の保管場所）の月額使用料} \times \frac{\text{当該月の自動車の保管場所の専用日数}}{\text{当該月の日数}}$$

9 使用料計算の始期は、宿舎貸与承認書に記載された入居日（自動車の保管場所専用開始日）とし、その終期は、実際に明け渡した日（又は明け渡すべき日）とする。

10 法第15条第3項の規定により報酬から控除すべき使用料は、当月分の使用料とする。

宿 舎 の 整 備 要 領

1 目 的

宿舎を良好な状態に維持するため、整備要領の基準を定めるものである。

2 原状回復及び軽微修繕の対象や範囲

被貸与者が行う原状回復及び軽微修繕の対象等は次の各号に定めるとおりとし、その他の整備については業務隊長等が行うものとする。

(1) 専用部分

宿舎の専用部分のうち、原状回復及び軽微修繕については、損傷又は汚損（以下「損傷等」という。）の原因が被貸与者の責めに帰すべき事由によるもの、又は被貸与者の住まい方によるもの、及び通常の住まい方・使い方で発生する可能性はあるがその後の手入れ等被貸与者の管理が悪いため発生又は拡大したと考えられるものについて、被貸与者が行う。

ア 整備要領

被貸与者がその責に帰すべき事由により宿舎を汚損等した場合には、退去時に整備させる。

イ 整備費用の取扱い等

(ア) 整備費用については、被貸与者が退去時に支出し必要な整備を実施するものとする。

(イ) 過去に被貸与者又は退去者より預託された整備費用（以下「預託金」という。）がある場合、業務隊長等又は宿舎の自治組織を通じ、預託した被貸与者又は退去者に返金し、努めて早期に解消するものとする。

この際、預託金を被貸与者個人が預かっている場合は、業務隊長等又は宿舎の自治組織が回収するものとする。

また解消までの預託金の取扱いについては次の要領によるものとする。

a 業務隊長等が預託金を一時的に預かる又は預かっている場合

整備費用の授受に当たっては、宿舎業務担当者が直接整備費用を取り扱わないこととし、授受が明確になるよう業務隊長等の管理する預金口座（利息の発生しない口座）を使用した振り込みにより実施するものとする。この場合において、手数料が発生するときには、被貸与者又は退去者負担とする。

預託金の点検については、年 2 回及び宿舎業務担当者交代時を基準として業務隊長等による検査を実施するとともに、月 1 回を基準として厚生科長等による点検を実施するものとする。

b 業務隊長等が預託金を取り扱わない場合

業務隊長等が預託金を取り扱わない場合、つまり宿舎の自治組織が宿舎の管理業務を委託する業者に対し預託金の取扱いを委託する場合は、自治組織と確認方法等を調整の上、業務隊長等は年 1 回を基準として預託金の授受の状況を確認するものとする。

c 用途廃止する場合の預託金の取扱い

預託金を未貸与等の理由により業務隊等又は自治組織が管理している場合においては、預託した退去者に対して返金するものとする。

(2) 共用部分

宿舎の共用部分のうち、次に掲げるものについては、被貸与者の共同負担とする。

ア 集会場、自転車置場、児童遊園地、共同物置、共同給排水設備及び共同電気設備の補修及び取替えのうち、以下のもの

(ア) 建具、畳等について

- a 障子及び襖（戸襖を含む。）の張替え（障子は一枚単位、襖は原則として一組単位とする。）
- b 網戸の張替え
- c 硝子の入替え及びパテ（ゴムパテを含む。）の詰替え
- d 把手、引手、錠、鍵、蝶番、戸車その他建具附属器具類の補修及び取替え（ただし、玄関のシリンダー錠及びドア・クロザーの取替えを除く。）
- e 畳表の裏返し及び取替え（一枚単位とする。）
- f 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とする。）

(イ) 電気設備について

- a ブザー及びチャイムの補修及び取替え並びにインターホンの補修
- b 各種スイッチ、プレート及びコンセントの補修及び取替え
- c 照明器具の補修並びに電球、蛍光灯等の部品等の補修及び取替え
- d 換気扇（ダクトのあるものは除く。）、部品等の補修及び取替え

(ウ) 給水設備について

- a 水道蛇口の補修及び取替え（ただし、混合水栓の取替えは除く。）
- b 水道管の保温巻きの補修及び取替え（ただし、地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。）
- c 水道管の凍結による漏水の補修（ただし、地下埋設部分を除く。）

(エ) 排水設備について

- a 流し台のワントラップ、部品等の補修及び排水目皿の取替え
- b 排水管、排水トラップ、溜桝等の清掃
- c 溜桝蓋の補修及び取替え

(オ) 衛生設備について

- a 洗面器、手洗器、洗濯機パン及び S・P トラップの補修並びに栓、部品等の取替え
- b 便器の便座、便蓋及び蝶番の補修及び取替え
- c フラッシュバルブ、ロータンク及びハイタンクの部品等の補修及び取替え（ただし、タンク内部の部品一式の取替えは除く。）
- d 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の取替え

(カ) ガス設備について

コック（器具又はゴム管を接続する個所。）の補修及び取替え

(キ) その他

- a 台所設備（流し、吊り戸棚、水切棚、防虫網、コンロ台等）の補修
- b 化粧箱及び化粧鏡の補修

- c 下駄箱の戸、蝶番、把手及び棚板の補修及び取替え
- d 傘立て、タオル掛、カーテンレール、棚板、ハンガーボード、帽子掛、名札掛、郵便受及び牛乳受の補修及び取替え
- e 物置の棚板の補修及び取替え
- (ク) 上記各項目から判断して、業務隊長等が被貸与者負担とすることを適当と認める整備
- イ 階段ノンスリップの補修及び取替え
- ウ 集合郵便受、集合札掛、掲示板及び案内板の補修
- エ 共聴アンテナ、配線、部品等の補修及び取替え
- オ ダストシュート、ダストボックス扉等の補修
- カ 花壇等の補修
- キ 囲障等の補修
- ク 車止め及び交通標識の補修
- ケ 上記各項目から判断して、業務隊長等が被貸与者の共同負担とすることを適当と認めるもの

3 国が費用を負担しない共用部分の維持管理の範囲

次に掲げる維持管理に要する費用については、全て被貸与者の共同負担とする。

- ア 宿舍の共用部分に係る電気代、水道代、ガス代等の光熱水料
- イ 張芝、クローバー、樹木等植栽の維持管理（ただし、国が樹木を伐採等する場合は除く。）
- ウ 宿舍の共用部分に係る清掃（業務隊長等が実施する法定点検に係る清掃を除く）及び草刈

4 原状回復及び軽微修繕の実施方法

- (1) 原状回復及び軽微修繕は、宿舍の損傷等のある部分について、業務隊長等の指示に従い、被貸与者において行うものとする。
- (2) 原状回復及び軽微修繕は、施工上の斉一を考慮して必要最小限度の範囲にとどめるものとし、業務隊長等は、被貸与者の宿舍の管理状況、宿舍設備の適正な整備水準の保持、取扱いの公平性その他の観点から、被貸与者の負担も勘案の上、実施方法を指示するものとする。
- (3) 被貸与者が原状回復及び軽微修繕を行うに当たっては、次のとおりとする。
 - ア 材料の品質、等級、施工方法等（以下「品質等」という。）は、国が設置したもの（以下「在来品」という。）と同等、又はそれ以上のものとしなければならない。

ただし、過去に取替え、塗替え、張替え等（以下「更新」という。）が行われていることにより、在来品の品質等が明らかでない場合には、現に設置されているものが在来品又は標準的な品質等に比べて著しく異なるものと認められる場合を除き、現に設置されているものをもって在来品と同等とみなすことができる。

- イ 品質等以外の仕様（色、模様、デザイン等機能上の差異に影響を及ぼさないもの）については、極力、在来品と同様のもの（色、模様、デザイン等が似通

ったものとし、疑義がある場合には業務隊長等が指示する。)とすることで足り、在来品と同一である必要はないものとする。

ウ 業務隊長等は、損傷等がない部分について、原状回復及び軽微修繕を行う部分との色、模様、デザイン等を揃えるための更新を指示することのないよう留意するものとする。

- (4) 被貸与者が宿舎を退去するに際し、入居中に、既に、前号に定める要件に合致する原状回復及び軽微修繕が行われている場合には、現に損傷等がない限り、更新は必要としない。

5 被貸与者への周知徹底

(1) 入居時

業務隊長等は、入居時、当該宿舎の退去時整備に係る制度について被貸与者に周知する。特に被貸与者負担が発生する場合について、よくその趣旨を説明するものとする。

(2) 退去時

業務隊長等は、被貸与者から退去の届け出があった場合は、当該宿舎の点検を行い、被貸与者が行うべき宿舎の整備内容とその内訳について退去しようとする被貸与者に説明するものとする。

- (3) 「被貸与者の心得」等と共に宿舎に整備要領を備え付ける。

6 共益費の取扱い

宿舎の共用部分の修繕等のため徴収する共益費については、宿舎の自治組織が定めるところにより、自治組織又は自治組織より業務委託を受けた委託業者に徴収又は支出させるものとする。この場合において、共益費を自治組織が徴収又は支出するときは、業務隊長等は年1回を基準として共益費の管理の状況を確認するとともに、月1回を基準として厚生科長等による点検を実施するものとする。

7 業務隊長等が実施する周期整備

業務隊長等が実施する周期整備については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 整備項目及び周期

ア 整備項目

- (ア) 障子及び襖の張換え
- (イ) 畳表の裏返し及び取り替え
- (ウ) 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え
- (エ) その他、宿舎を適正に維持管理するため、業務隊長等が必要と定める整備項目

イ 整備周期

- (ア) 整備周期（基準）
 - a 障子及び襖の張替え 4年
 - b 畳表の裏返し及び取り替え 1枚／年
 - c 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え
 - (a) 台所・浴室 2年
 - (b) 便所、玄関等 4年

(c) 居室 4年（ただし、クロス張り等は10年とする。）

d 業務隊長等が定めた整備項目の整備周期は、業務隊長等が定めた期間

(イ) 整備周期の算定

a 整備周期には、退去者と次の被貸与者の間の未貸与の期間を含まない。

b 単身赴任者及び独身者については、台所及び浴室を除き、整備周期をそれぞれ1.5倍とする。

(2) 業務隊長等は、宿舍の立地、構造等宿舍の実情を考慮し、整備周期を具体的に定めるものとする。

8 業務隊長等が実施する法定点検

業務隊長等が実施する法定点検については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 消防用設備等点検保守

(2) 受水槽及び高置水槽の点検保守

宿舎明渡猶予申請書

〇〇〇長 殿

令和 年 月 日

所 属
官 職
宿 舎 名
フリガナ
氏 名 (自署)

TEL
棟 号

下記のとおり承認されたく申請します。

記

1 明渡猶予申請期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

2 理 由

3 理由等を証明する書類

4 部隊長等の意見

宿舎明渡猶予承認書

令和 年 月 日

〇〇〇長

上記申請者に対し、下記のとおり承認する。

記

明渡猶予承認期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書

〇〇〇長 殿

令和 年 月 日

所 属
階 級
フリガナ
氏 名（自署）

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第16条に規定する損害賠償金の額の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します。

1 理 由

2 宿 舎

宿舎名及び戸番	宿舎の規格	宿舎の所在地	自動車の 指定保管場所

3 理由等を証明する書類

4 現在の勤務先及び職名

5 居住者

氏 名	生年月日	年齢	性別	本人との 続柄	職業	扶養手当 支給の有無

上記居住者を引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむを得ないことを証明する。
令和 年 月 日

所属長等

上記申請に対し、当該宿舎にかかる損害賠償金の軽減について下記のとおり承認する。
令和 年 月 日

〇〇〇 長

記

- 1 軽減措置の期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで
- 2 損害賠償金の額 月額 円
- 3 条 件 付紙「承認の条件」参照

承認の条件

- 1 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、速やかに業務隊長等に、その旨を届け出なければならない。
- 2 損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が国家公務員宿舎法第18条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。

宿 舎 現 況 記 録 （ 索 引 ）

No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号

(表 面)

宿 舎 現 況 記 録 (索 引)

No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号

(裏 面)

作成要領

- 1 宿舎現況記録は、「牽引」を除き、宿舎ごとに「土地」、「建物」、「貸与」、「自動車の保管場所」、「自動車の保管場所・貸与」及び「宿舎使用料」の各葉を、「土地」、「建物」、「貸与」又は「宿舎使用料」ごとに各宿舎の各葉をとりまとめることとし、取り扱いの便宜により配列するものとする。
- 2 「牽引」は、宿舎現況記録の最初に配列するものとする。

記載要領

- 1 No.欄は、宿舎ごとに一連番号、又は宿舎を地域ごとに区分して一連番号を記入する。
- 2 宿舎名欄は、該当宿舎に付されている名称を記入する（以下各葉の宿舎名欄の記入について同じ。）。
- 3 コード番号欄は、付紙第1により設定した宿舎コードの番号を記入する。

宿舎現況記録（土地）

No. _____

No. _____			所在地			宿舎(住宅)名	
区分	異 動		面 積			台 帳 口 座 番 号 借上整理番号又は借上庁舎名 財産所管省庁（部局）	備 考
	年 月 日	事 由	増	減	現在		
国 有 財 産							
借 受							
一 時 使 用							

記載要領

- 1 本表は、宿舍ごとに別葉とする。
- 2 所在地欄は、当該土地の都道府県市区町村地番を記入する。ただし、2以上の番地があるときは、その主なるものを記入する。(以下(建物)の所在地欄の記入について同じ。)
- 3 異動欄の年月日及び事由欄は、当該土地の面積に異動があったときに、その年月日及び事由を記入する。
- 4 異動事由は、付紙第2により記入する。
- 5 面積欄は、当該土地の国有財産、借受又は一時使用の別に、その面積を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までそれぞれ該当する欄に記入する。
- 6 台帳口座番号、借上整理番号又は借上省庁別名、財産所管省庁(部局)欄は、次の各号に定めるところにより記入する。
 - (1) 国有財産については、当該各省各庁の所管にかかる土地について、国有財産台帳の牽引番号を記入する。(宿舍現況記録(建物)の国有財産台帳口座番号欄の記入について同じ。)
 - (2) 借受については、当該各省各庁の予算をもって借り受けているものであるときは、当該借受にかかる整理番号を、又は財務省(財務局)予算((項)財務局(目)各省各庁公務員宿舍借上費)をもって借り受けているものであるときは、当該土地の所在を所管する財務局又は財務支局名(合同宿舍敷地であるときは、借上整理番号)を記入する(宿舍現況記録(建物)の借上整理番号欄の記入について同じ。)
 - (3) 一時使用については、他の各省各庁の所管にかかる土地を一時使用しているものであるときは、当該土地を所管する各省各庁(部局)名を記入する。
- 7 本表については、同一担当課において国有財産台帳を備えているときは、これをもって替えることができる。

No. _____

宿舎現況記録（建物）

維持管理機 関コード	宿舎（住宅） コード	棟番号

市区町村コード		地域区分		所 在 地		宿舎（住宅）名			国有財産台 帳口座番号		借上整理番号等	
構造	形 態	階層	建 築 年 月 日	老朽度点数		財産区分	土地区分	昇降機	部 分 所 管 状 況			
	⋮		・ ・ ・	・ ・ ・ 点		⋮	⋮					
異動年月日		異 動 事 由		延 べ 面 積		規 格 別 戸 数					備 考	
						a	b	c	d	e		
		⋮		㎡		戸	戸	戸	戸	戸	戸	
		⋮										
		⋮										
		⋮										
		⋮										
		⋮										
		⋮										
		⋮										
		⋮										
沿 革							附 帯 施 設	年月日	施設の内容		数量	

記載要領

- 1 本表は、建物1棟ごとに別葉とする。
- 2 独立した物置及び施設の建物は、附帯施設として取り扱うこととし、この表における建物1棟とは、原則として、1の居住用の家屋全部をいう。
- 3 維持管理機関コード、宿舍（住宅）コード、棟番号及び市区町村コード欄は、付紙第1により設定したコードの番号を記入する。
- 4 地域区分欄は、当該宿舍の所在を一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律113号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項に規定する地域の区分甲地を「旧甲地」、乙地を「旧乙地」として記入する。
- 5 構造欄は、当該建物の、規則第6条第1項に規定する構造を記入する。
- 6 形態欄は、当該建物の、規則第1条第3項に規定する単独宿舍又は共同宿舍の別を記入する。なお、共同宿舍のうち、独身者に貸与するために設置された宿舍については、さらに「(独身用)」と表示する。
- 7 階層欄は、当該建物の階層を記入する。ただし、1棟の建物に異なる階層がある場合は、最高の階層とし、庁舎の上に宿舍が合築となっている場合は、庁舎の階層を含めたもので階層を記入する。
- 8 建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。ただし、規則第14条第3項に規定する増築、模様替その他の工事を行なっているときは、その年月日を記入する。
- 9 老朽度点数欄は、当該建物が木造宿舍である場合に、老朽度調査（昭和63年度を初年度とし、5年ごとのその年度の4月1日現在とする。）により算出した老朽度点数を小数点以下第2位まで及び調査年月日を記入する。
- 10 財産区分欄は、当該建物の、法第4条第2項関係の国有財産、一般借受宿舍の別を記入する。
- 11 土地区分欄は、当該建物が所在する土地の所管国有財産、借受又は一時使用の別を記入する。
- 12 昇降機欄は、当該建物の昇降機附設の有無を記入する。
- 13 部分所管状況欄は、1棟の建物の一部を所管している宿舍について、その状況を記入する。
- 14 異動年月日及び異動事由欄は、当該建物の面積及び戸数に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。この場合において、異動事由は、付紙第2により記入する。
- 15 延べ面積欄は、当該建物の延べ面積(国有財産台帳面積又は賃貸借契約面積)を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで記入する。
- 16 規格別戸数欄は、当該建物の規格別に戸数を記入する。1棟の建物に異なる規格がある場合は、その規格ごとに戸数を記入する。
- 17 沿革欄は、当該建物の特記すべき沿革の概要を記入する。
- 18 附帯施設欄は、当該建物に附設されている施設を記入する。

No. _____ 宿 舎 現 況 記 録 (貸 与)

宿舎名 _____

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	棟番号	戸番

区画変更

	異動年月日	規格	専用面積	種類	貸与形態	1室貸与 予定数	公用部分適用職名	公用部分面積	合同宿舎 配分省庁	第15条第1項	第15条 第3項	第18条	第19条	使用料
貸 与 条 件	. . .		. m ²	:	:		:	. m ²		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	円
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	
	. . .		.	:	:		:	.		1 2 3 4 5 6	該 非	該 非	該 非	

	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1 室 貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
入 居 状 況	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						

	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1室 貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
入居 状 況	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
同居の承認・模様替等工事の承認・義務違反の履行要求・損害賠償金の請求・軽減措置・明渡の訴等												

記載要領

- 1 本表は、1戸（単独宿舎又は共同宿舎の1戸を複数の職員に貸与しているものにあつては、1室）ごとに別葉とし、この表における1戸とは、原則として、1の世帯（独身を含む。）が独立して居住できるよう設置された棟の家屋の全部又は一部をいう。ただし、単独宿舎又は共同宿舎の1戸の部分を複数の職員に貸与（予定を含む。）しているものにあつては、室番が付された家屋の部分をいう。
- 2 維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード及び棟番号欄は、各戸の属する棟に付されている宿舎現況記録（建物）の同欄の番号と同一とする。
- 3 戸番欄は、付紙第1により設定した番号を記入する。
- 4 区画変更には、次の場合に○印を付する。
 - (1) 単独宿舎又は共同宿舎の1戸の部分を2以上の職員に貸与している場合（従前の現況記録は削除し、新規に貸与している数の現況記録を加え、戸番欄の左から第5桁に室番を付することになる。）
 - (2) 1世帯に独身用宿舎の2以上の部屋を貸与している場合（数の大きい室番の現況記録を削除し、同室番は欠番となる。）
- 5 前項(1)又は(2)の貸与の形態が解消したときは、区画変更が付された○印を抹消する（区画変更○印のある現況記録を削除し、新規に貸与の態様による現況記録を加える。）。
- 6 貸与条件の項
 - (1) 異動年月日欄は、1貸与の貸与条件の各欄に異動があつたときは、その年月日を記入する。
 - (2) 規格欄は、1貸与の規則第6条第2項に規定する規格を記入する。
 - (3) 専用面積欄は、1貸与の専用面積について小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までを記入する。この場合において、1室に2以上の職員が入居する室について、貸与承認書に記載する面積を記載するときは、（ ）をもって上段に記入する。
 - (4) 種類欄は、1貸与の宿舎の有料、無料の別を記入する。
 - (5) 貸与形態欄は、貸与の状態からみた場合の単独宿舎又は共同宿舎の別を記入する。
なお、共同宿舎については、さらに次の区分に従って表示する。
 - ア ワンルーム型宿舎（宿舎1戸を1人の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条第1項第3号から第5号に掲げる設備が設けられているものをいう。）
 - イ 世帯転用型宿舎（宿舎1戸を複数の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条第1項第3号から第6号までに掲げる設備が設けられているものをいう。）
 - ウ 独身者用宿舎（独身者用として貸与される共同宿舎のうち、上記ア及びイを除くものをいう。）
 - エ 単身赴任者用宿舎（単身赴任者に貸与するために設置された共同宿舎をいう。）
 - オ 世帯者用宿舎（世帯者用として貸与される共同宿舎のうち、上記エ以外のものをいう。）
- (6) 1室貸与予定数欄は、空欄とする。
- (7) 公用部分適用職名欄は、1貸与の宿舎の規則第16条の規定に基づく公用部分の面積調整を受けている者の職名を記入する。

- (8) 公用部分面積欄は、1 貸与の宿舍の規則第 1 6 条の規定に基づく公用部分調整を受けている面積について小数点以下第 3 位以下を切り捨て、第 2 位までを記入する。
- (9) 合同宿舍配分省庁欄は、1 貸与の合同宿舍の当初配分された省庁名を記入する。
- (10) 第 1 5 条第 1 項欄は、1 貸与の宿舍の、規則第 1 5 条第 1 項に規定する施設の差異の該当する各号に○印を付する。ただし、規則第 1 5 条第 2 項の規定が適用される場合を除く。
- (11) 第 1 5 条第 3 項欄は、当該宿舍について昇降機施設の有無を記入する。
- (12) 第 1 8 条欄は、1 貸与の宿舍の規則第 1 8 条に規定する土地の面積が著しく大きいことによる使用料調整の有無を記入する。
- (13) 第 1 9 条欄は、1 貸与の宿舍の、規則第 1 9 条に規定する特別の事情による使用料調整の有無を記入する。
- (14) 使用料欄は、1 貸与の宿舍の月額使用料を記入する。この場合において、1 室に 2 以上の職員が入居する室については、1 人の月額使用料を（ ）をもって上段に記入する。

7 入居状況の項

- (1) 異動年月日及び異動事由欄は、1 貸与の宿舍の入居状況の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。
- (2) 氏名欄は、1 貸与の宿舍の入居者の氏名を記入する。この場合において、1 室に 2 以上の職員が入居しているときも同様とする(本項第 9 号の記載例参照)。
- (3) 性欄は、1 貸与の宿舍の入居者の男子又は女子の別を記入する。
- (4) 所属欄は、1 貸与の宿舍の入居者の所属省庁及び部局を記入する。この場合において、1 室に 2 以上の職員が入居しているときも同様とする。
- (5) 法第 4 条欄は、1 貸与の宿舍の入居者の、法第 4 条第 2 項該当職員の別を記入する。
- (6) 職務の級等欄は、1 貸与の宿舍の入居者が国の職員の場合には、職務の級（職務の級に準ずるものを含む。）を記入する。この場合において、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）別表第一の行政職俸給表の適用を受けない者については、別紙第 6 により、行政職俸給表（一）の職務の級を（ ）をもって上段に記入する。

なお、独立行政法人の職員の場合には記入を要しない。また、専任管理人については、「専」とする。
- (7) 世・独欄は、1 貸与の宿舍の入居者の世帯又は独身(未婚でかつ、宿舍に単身で入居している者をいう。)の別を記入する。
- (8) 1 室貸与欄数は、独身者用宿舍の 1 室に入居している入居者数を記入する(次号の記載例参照)。
- (9) 貸与区分欄は、宿舍の貸与状況を次により記号で記入する。

貸与の状況	記 号
貸 与	0
未 貸 与	1
共 用 室	2
法第18条該当	3

(注) 共用室とは、集会室、談話室等の用に供するため、貸与していないもののをいう。

(記載例1)

入居状況	異 動 年月日	異動 事由	氏名	性	所 属	法第 4 条	職 務 の級等	世・ 独	1 室 貸与数	貸与 区分	明渡猶 予期限	備考
	45.4.1	入居	A	男	※ D省E局	1項	7	独	1	0		
	45.4.2	〃	B	男	※ 〃 〃	1項	8	〃	2	0		
	45.4.5	〃	C	男	※ 〃 〃	1項	7	〃	3	0		
	46.5.1	退去	B			項			2	0		
	46.5.4	〃	A・B			項				1		
	46.6.1	共用				項				2		

※ 欄は、付紙第3により付された省庁コード番号を記入する。

(記載例2)

入居状況	異 動 年月日	異動 事由	氏名	性	所 属	法第 4 条	職 務 の級等	世・ 独	1 室 貸与数	貸与 区分	明渡猶 予期限	備考
	15.4.1	入居	F	男	※ D省H局	1項	7	世		0		
	16.4.1	法人	F			項				1		使用 許可
	18.4.1	復帰	F	男	※ D省I局	1項	8	世		0		

※ 欄は、付紙第3により付された省庁コード番号を記入する。

- (10) 明渡猶予期間は、1 貸与の宿舎の入居者が法第18条第1項各号又は同条第2項の規定により宿舎を明け渡すこととなった場合の宿舎を明け渡すべき期日を記入する。

(11) 同居の承認・模様替等工事の承認・義務違反の履行要求・損害賠償金の請求・
軽減措置・明渡の訴等欄は、貸与の宿舎についての記録を記入する。

- 8 このカードについては、シグナル・インデックスと呼称される見出しをもって、未
貸与となっているもの、共用室の用に供しているもの及び法第18条の規定に該当し
ているものについて表示すれば、未貸与宿舎の状況等が容易に知ることができる。

No. _____

宿 舎 現 況 記 録 (自 動 車 の 保 管 場 所)

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード

[illegible]

(表 面)

異 動 年 月 日	異 動 事 由		施 設 の 形 態 別 台 数					貸 与 希 望 者 数	備 考
			敷 地 の 地 面	地下駐 車 場 等	複 数 の 階 - 屋 内	複 数 の 階 - 屋 外	計		
その他参考事項									

記載要領

- 1 本表は、宿舎ごとに別葉とする。
- 2 維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード、市町村コード欄は、付紙第1により設定したコードの番号を記入する。
- 3 地域区分欄は当該宿舎の所在を一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項に規定する地域の区分甲地を「旧甲地」、乙地を「旧乙地」として記入する。
- 4 異動年月日及び異動事由欄は、施設の形態別台数及び貸与希望者数の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。
- 5 施設の形態別台数欄は、令第14条第1項及び規則第20条の3に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分別に収容台数を記入する。
- 6 貸与希望者数欄は、毎年9月1日現在において整理簿に記載されている貸与希望者の人数を調査し、これを更新するものとする。

No.

宿舎現況記録(自動車の保管場所・貸与)

宿舎名

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	自動車の指定 保管場所	施設の形態

異動 年月日	異動事由	戸番	氏名	所属	自動車 の車名	自動車 登録番号	自動車の 使用者	本人との 続柄	使用料	明渡猶予期限	備考

異動 年月日	異動事由	戸番	氏名	所属	自動車 の車名	自動車 登録番号	自動車の 使用者	本人との 続柄	使用料	明渡猶予期限	備考
その他参考事項											

記載要領

- 1 本表は、自動車の保管場所 1 区画ごとに別葉とする。
- 2 維持管理機関コード及び宿舍（住宅）コード欄は、付紙第 1 により設定したコードの番号を記入する。
- 3 自動車の指定保管場所欄は、1 団地の宿舍における自動車の保管場所 1 区画ごとに設定した番号を記入する（番号は 4 桁をもって維持管理機関が設定する。）
- 4 施設の形態欄は、令第 14 条及び規則第 20 条の 3 に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分を記入する。
- 5 異動年月日及び異動事由欄は、自動車の指定保管場所の貸与状況の各欄に移動があったときは、その年月日及び事由を記入する。
- 6 戸番欄は、宿舍現況記録（貸与）の同欄の番号と同一とする。
- 7 氏名欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者の氏名を記入する。
- 8 所属欄は、自動車の指定保管場所の所属省庁及び部局を記入する。
- 9 自動車の車名欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の車名を記入する。
- 10 自動車登録番号欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の登録番号を記入する。
- 11 自動車の使用者欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者と使用者が異なる場合に使用者の氏名を記入する。
- 12 本人との続柄欄は、自動車の使用者欄を記入した場合において被貸与者との続柄を記入する。
- 13 使用料欄は、自動車の保管場所に係る宿舍使用料を記入する。
- 14 明渡猶予期限欄は、1 貸与の宿舍の入居者が法第 18 条第 1 項各号又は同条第 2 項の規定により宿舍を明け渡すこととなった場合の宿舍を明け渡すべき期日を記入する。

No. _____

宿舎現況記録(宿舎使用料)

宿舎(住宅)名													
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

建築年月日					増築・模様替その他 工事年月日					構造					棟 番 号					戸番								

異動年月日		異動事由	
-------	--	------	--

規格の判定					1平方メートル当たり調整済基準使用料											
規則第6条第2項			規則第6条第3項		規格	令第13条第1項	令第14条第1項		(1)-(2) の金額	規則第15条 第1項	(3)又は(4)	規則第15条 第3項	規則第18条	規則第19条	規則第20条	調整済使用料の額 (5)+(6)+(7)±(8)+(9)
延べ 面積	寒冷地 区分	加算 面積	独立専用 物置面積	独立専用物 置加算面積		1平方メートル当 たり基準使用料	経過 年数	経年 控除額		施設の差異 による調整額 (3)×調整率	金額	昇降機加算額	土地面積が著し く大きいことによ る加算額	特別事情に よる調整額	消費税等 加算額	
(1)								(2)		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	

調整済延べ面積					自動車の保管場所調整済基準使用料				決定使用料							
令第13条 第1項	規則第16条	規則第17条	規則第19条	調整済延べ面積(端 数を切り捨 てる) (10)-(11)- (12)±(13)	令第14条第1項		規則第20条の3		調整済使用料 の額 (14)±(15)	(A)×(B) (端数を切り 捨てる)	(C)×12.5 (端数を切り捨 てる。)	規則第2条			(20) + (17)	
延べ面積	公用部分 控除面積	延べ面積が 著しく大きい ことによる控 除面積	特別事情に よる調整面積		自動車の保 管場所	基準使用料	施設の 差異	施設の差異 による調整 額				改正前の使用 料(自動車の保 管場所に係る ものを除く。)	経過措置 ((16)×(18)の 場合のみ) [(16)-(18)]× 1/2	(16)-(19)		
(10)	(11)	(12)	(13)		(B)		(14)	(15)				(C)	(16)	(17)		(18)

1平方メートル当たりの基準使用料					施設の差異の調整率の積算(規則第15条第1項 (ただし、第15条第2項が適用される場合を除く。))						昇降機加算額の積算(規則第15条第3項)									
令第13条第1項		規則第13条 第1号	規則第13条 第2号	規格による調整後の 基準使用料 (21)-(22) 又は (21)-(23)	(24)						調整率 1-(10)/100×(24)の該当 数)ただし、70/100を下 回るときは70/100	保守経費			運行に要した電気料			総専用面積	加算額 (28)×(31)÷ (32)	
地域 区分	基準 使用料	規格による 調整(寒冷 地)	規格による調 整(独立専用 物置)		第1 号	第2 号	第3 号	第4 号	第5 号	第6 号		保守料	契約方式		負担額 (25)×(26) 又は (25)×(27)	月額 の基本料金	1月平均電 力使用料 金			負担額 (29)×(30)
	(21)	(22)	(23)										フルメンテナンス 50/100	P.O.G 100/100	(26)	(27)	(28)			(29)
												(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	

土地が著しく大きいことによる加算額の積算(規則第18条)								特別の事情による調整の承認内容(規則第19条)			
土地の面積	自動車の保 管場所の面 積	建物の延べ 面積の3倍の 数	加算面積 (33)-(34)-(35)	1平方メー トル当たりの 土地の価格	規則第18条 の表に掲げ る金額	負担額 (36)×(37)	調整済 延べ面積 (10)-(11)- (12)	加算額 (38)÷(39)	財務大臣の承認書		調整方法の内容等
					(33)	(34)	(35)		(36)	(37)	

消費税及び地方税に相当する額の概算(規則第20条)						その他参考資料											
規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第18条又は規則第19条の規定により調整した基準使用料の額(税抜)	独立専用物置面積	消費税及び地方消費税に相当する額(40)×(41)×消費税等の率				調整済延べ面積(10)-(11)-(12)±(13)	加算額(39)÷(39)										
(40)	(41)	(42)	(43)														

改正前の使用料(自動車の保管場所に係るものを除く。)														改正前の1平方メートル当たりの基準使用料			
規格	1平方メートル当たり調整済基準使用料													調整済延べ面積(端数を切り捨てる)	(D)×(E)		
	旧令第13条第1項	旧規則第13条の2		旧規則第14条第1項	(44)±(45)-(46)の金額	規則第15条第1項	(47)又は(48)	規則第15条第1項	規則第18条	規則第19条	調整済使用料の額(49)+(50)-(51)±(52)						
	基準使用料	地域区分	立地条件調整額	経過年数	経年控除額	施設の差異の調整額(47)×調整率	金額	昇降機加算額	土地が著しく大きいことによる加算額	特別事情の調整額							
	(44)		(45)		(46)	(47)	(48)	(49)	(50)	(51)	(52)	(D)	(E)				

旧令第13条第1項	旧規則第13条第1号	旧規則第13条第2号	規格による調整後の基準使用料(52)-(54)又は(53)-(55)
基準使用料	規格による調整(寒冷地)	規格による調整(独立専用物置)	
(53)	(54)	(55)	

記載要領

- 1 本表は、原則として、各戸（室）ごと別葉とするが、宿舍使用料の積算基礎である建築年月日、構造、延べ面積及び立地条件等使用料の調整が同一のものについては、棟又は宿舍ごと適宜とりまとめることができる。
- 2 本表をとりまとめたときは、棟番号及び戸番の項に、そのとりまとめた宿舍の棟番号及び戸番を記入する。
- 3 建築年月日の項は、当該建物が建築された年月日を記入する。
- 4 増築、模様替その他工事年月日の項は、規則第14条第3項に規定する増築、模様替その他の工事を行った場合に、当該工事が終了した年月日を記入する。
- 5 異動年月日及び異動時由の項は、使用料の算定方法に異動が生じた年月日及び事由を記入する。
- 6 規格の判定欄は、規則第6条第2項及び第3項に規定する延べ面積、寒冷地区分、寒冷地による加算面積並びに独立専用物置その他財務大臣が定めるものの面積及び財務大臣の定める加算面積並びに判定された規格を記入する。
- 7 1平方メートル当たり調整済基準使用料、調整済延べ面積及び自動車の保管場所調整済基準使用料欄は、令第13条、第14条及び規則第13条から第20条の3までの規定に基づいて算出された額及び面積をそれぞれ該当する欄に記入する。また、法定使用料欄においては、(A) と (B) を乗じた額、(C) に12.5を乗じた金額及び国家公務員宿舍法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第25号）（以下、改正政令という。）附則第2条に規定する経過措置の金額を表示するものとする。
- 8 1平方メートル当たりの基準使用料、施設の差異による調整率の積算、昇降機加算額の積算、土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算、特別の事情による調整の承認内容並びに消費税及び地方消費税に相当する額の積算欄は、それぞれ規則第13条、第15条第1項及び第3項、第18条、第19条並びに第20条に規定する積算基礎及び承認の根拠を記入する。なお、昇降機附設による加算額の積算欄の保守経費及び運行に要した電気料の額は税込みの額とする。
- 9 施設の差異の調整率の積算欄の(24)の各欄は、規則第15条第1項各号に該当するもののうち該当するものについて該当欄に○印を付する。ただし、規則第15条第2項の規定が適用される場合を除く。
- 10 昇降機加算額の積算欄の運行に要した電気料欄の月額の基本料金及び1月平均電気使用料金の算出根拠は、その他参考事項に記入する。
- 11 改正前の使用料（自動車の保管場所に係るものを除く。）及び改正前の1平方メートル当たりの基準使用料欄は、改正政令による改正前の使用料及び1平方メートル当たりの基準使用料の根拠を記入する。なお、規則第20条を適用して基準使用料に調整を加えたときは、(50)の昇降機加算額、(D) 及び (E) のそれぞれの欄を二段書にして記入し、「(D) × (E)」欄においてそれぞれ (D) と (E) を乗じた後加算した金額を表示するものとする。(50) 欄の下段には上段の昇降機加算額に1／1＋消費税率を乗じるものとし、また (E) 欄の下段には独立専用物置の面積を記入する。

コードの設定及び管理要領

各種コードの取扱いは、次によるものとする。

1 コードの種類

コードの種類は次のとおりとする。

- (1) 維持管理機関コード
維持管理機関の名称を示す符号をいう。
- (2) 宿舍コード
1 の団地ごとに付されている宿舍名を示す符号をいう。
- (3) 棟番号
1 の団地内にある宿舍の棟番号を示す符号をいう。
- (4) 戸番
1 棟の宿舍の戸番を示す符号をいう。
- (5) 市町村コード
宿舍が所在する都道府県市町村の名称を示す符号をいう。

2 コードの設定方法

- (1) 維持管理機関コード
別途通知するものとする。
- (2) 宿舍コード
宿舍コードは 4 桁をもって表し、業務隊長等が設定した番号とする。
- (3) 棟番号
棟番号は 3 桁をもって表し、業務隊長等が設定した番号とする。
- (4) 戸番
ア 戸番は、5 桁をもって次により表すこととする。
 - (ア) 左から第 1 桁及び第 2 桁を各戸の階層とする。この場合において、1 階から 3 階までの庁舎に 4 階から宿舍が合築となっているようなものの階層は、庁舎の階層を含めたものとする。
 - (イ) 第 3 桁及び第 4 桁を業務隊長等が階層ごとに設定した番号とする。
 - (ウ) 第 5 桁を宿舍の貸与形態によって室番を設定する必要があるときは、業務隊長等が設定した番号とする。ただし、番号を設定しないときは、「0」とする。イ 宿舍の 1 戸の部分の複数の職員に貸与するときは、アの(ウ)の室番を設定するものとする。
- (5) 市町村コード
市町村コードは、5 桁をもって表し、総務省「都道府県市町村コード」最新年次版に定めるコードのうち左から、第 1 桁から第 5 桁までに定める番号を付する。

3 コードの管理

各種コードの設定、削除等の管理は、次によるものとする。

- (1) 維持管理機関コード、宿舍コード、棟番号は、変更しないこととする。
- (2) 戸番は、宿舍の態様形態の異動がない限り、変更しないこととする。
- (3) コードを削除したときは、当該コードは欠番とする。
- (4) 追加は新規にコードを設定することとする。

注 宿舍の現地建替に伴うコードの取扱いは、取り壊しとなったもののコードは削除し、新築されたもののコードは新規に設定することとする。

異動事由

異動事由	記号	摘 要
新築	01	宿舍設置計画に基づいて、新築により設置したものをいう。
増築	02	宿舍設置計画に基づいて、1戸の部分に増築したものをいう。
改築	03	宿舍設置計画に基づいて、建物を改築したものをいう。
移築	04	宿舍設置計画に基づいて、建物を移築したものをいう。
模様替	05	宿舍設置計画に基づいて、模様替により設置したものをいう。
購入	06	宿舍設置計画に基づいて、購入の方法により設置したものをいう。
交換	07	宿舍設置計画に基づいて、交換の方法により設置したものをいう。
寄付	08	宿舍設置計画に基づいて、寄付の方法により設置したものをいう。
所管換	09	宿舍設置計画に基づいて、所管換により設置したもの及び所管換を伴う宿舍の維持管理機関の変更をいう。
所属替	10	所属替を伴う宿舍の維持管理機関の変更をいう。
種別替	11	宿舍設置計画に基づいて、種別替により設置したものをいう。
用途変更	12	宿舍設置計画に基づいて、用途変更により設置したものをいう。
整理替	13	
喪失	14	
廃止	15	「用途廃止」、「種別替」又は「用途変更」等により、宿舍を廃止する場合をいう。
振替整理	16	法第4条第1項、法第4条第2項間の振替をいう。
借受又は解除若しくは所属変更	17	一般借受宿舍の借受又は解除（一部解除を含む。）若しくは借受宿舍の所属変更をいう。
誤謬訂正	18	「訂正」、「報告洩」をいう。

維持管理機関（省庁）コード

番号	法第 4 条第 1 項関係	番号	法第 4 条第 2 項関係
0 1	衆 議 院	5 1	削 除
0 2	参 議 院	5 2	削 除
0 3	最 高 裁 判 所	5 3	国 有 林 野 事 業 特 別 会 計
0 4	会 計 検 査 院	5 4	削 除
0 5	内 閣	5 5	削 除
0 6	内 閣 府	5 6	沖 縄 総 合 事 務 局
0 7	総 務 省	5 7	北 海 道 開 発 局
0 8	法 務 省	5 8	防 衛 省 （ 自 衛 隊 ）
0 9	外 務 省	5 9	在 外 公 館
1 0	財 務 省	6 0	削 除
1 1	文 部 科 学 省	6 1	年 金 特 別 会 計
1 2	厚 生 労 働 省	6 2	船 員 保 険 特 別 会 計
1 3	農 林 水 産 省	6 3	削 除
1 4	経 済 産 業 省	6 4	国 立 ハ ン セ ン 病 療 養 所
1 5	国 土 交 通 省	6 5	削 除
1 6	環 境 省	6 6	国 立 高 度 専 門 医 療 セ ン タ ー （ 看 護 師 ）
1 7	防 衛 省 （ 自 衛 隊 を 除 く ）	6 7	農 林 水 産 省 （ 公 共 事 業 ）
5 0	合 同 宿 舎	6 8	国 土 交 通 省 （ 公 共 事 業 ）
		6 9	削 除
		7 0	労 働 保 険 特 別 会 計 労 災 勘 定
		7 1	労 働 保 険 特 別 会 計 雇 用 勘 定
		7 2	削 除

住宅事情の調査要領

1 調査対象者

陸上自衛隊の部隊等（自衛隊中央病院及び地方協力本部勤務者を含む。）に勤務する幹部自衛官、准尉、営舎外居住を許可又は指定されている曹士たる自衛官、事務官等

2 調査要領

(1) 住宅事情調査票を調査対象者に記入提出させるとともに設置計画及び宿舎現況記録等により各連絡票を作成する。

(2) 入校、教育入隊、臨時勤務、入院等（以下「入校等」という。）の者で、調査当日、原所属部隊を離れている者に対する住宅事情調査は、原所属部隊において中隊長等が作成する。

この場合において、別居しているときは、原駐屯地の住宅事情を記入する。

3 作成する書類名、作成者、作成要領等

作成する書類名	作成者及び作成要領	様式及び記載要領	調査日	報告要領
住宅事情調査票	調査票の記入区分に従い、調査対象者、中隊長等及び業務隊長等が作成	別途通達による。	6月1日	別途通達による。
退職者数連絡票	退職手当支給調書等により業務隊長等が作成	国家公務員等の住宅事情調査について（昭和49年2月23日蔵理第351号）参照		方面総監等が一括取りまとめて陸上幕僚長に報告
設置未了宿舎連絡票	設置計画により業務隊長等が作成			
未貸与宿舎連絡票	宿舎現況記録により業務隊長等が作成			
明渡未了宿舎連絡票	同上			
廃止予定宿舎連絡票	設置計画により業務隊長等が作成			
他省庁に貸している宿舎連絡票	宿舎現況記録により業務隊長等が作成	付紙		
公務員宿舎貸借状況表	同上			

- 注：1 中隊長等とは、人事日報作成を担当する部隊等の長をいう。
- 2 地方協力本部長は、作成した「住宅事情調査票」を業務隊長等に送付する。
- 3 「住宅事情調査票」は、記入後関係者以外閲覧することのないように取り扱うものとする。

機関名：_____

[illegible]

機関名：_____

[illegible]

機関名：

C票 D票 D票 E票 G票

[illegible]

未貸与状況調査集計表
(厚定第209号)

令和 年 月 日現在

[illegible]

国設宿舎未貸与状況調査表

(官署名：) 調査対象日： (厚定第209号)

宿 舎 名	棟番号	戸番	構造	規格	宿 舎 建設年度	未貸与期間 〇.〇.〇～〇.〇.〇	未 貸 与 日数 (日)	未 貸 与 原 因	未 貸 与 解 消 計 画 (具体的に記述すること)

(規格：日本産業規格A4横)

一般借受宿舎未貸与状況調査表

(官署名：) 調査対象日：

(厚定第209号)

宿舎名	所在地	棟 番号	戸番	構造	規格	宿舎建 設年度	1箇月の賃 借料 (円)	未貸与期間 0.0.0～0.0.0	未 貸 与 日数 (日)	未貸与原因	未 貸 与 解 消 計 画 (具体的に記述すること)

(規格：日本産業規格A4横)

建設年度・構造・規格別宿舎保有戸数内訳表

機関名：

(厚定第211号)

年3月31日現在

[illegible]

(規格：日本産業規格A4横)

令和 年度 廃止戸数調査
(厚定第211号)

機関名：

[illegible]

(規格：日本産業規格A4横)

保有戸数増減表

機関名：

(厚定第211号)

[illegible]

(注) 1 3.31～ 3.31 に増減のあったもののみ記入
2 維持管理機関及び宿舎名欄には、上段 () 書でコードを記入

(規格：日本産業規格A4横)

令和 年3月31日現在設置未了宿舎調べ

(厚定第211号)

機関名：

維持管理 官 署	設 置 未 了							備 考
	項 目		構 造 規 格	戸 数	予 定 時 期	設 置 未 了 と な っ て い る 理 由	計 画 年 度	
	種 類	宿 舎 名						
合計								

(規格：日本産業規格 A 4 横)

令和 年3月31日現在用廃未了宿舎調べ

(厚定第211号)

機関名：

[illegible]

(規格：日本産業規格 A 4 横)

令和 年 3 月 3 1 日現在単身者用宿舎調べ

(厚定第211号)

機関名：

[illegible]

(規格：日本産業規格 A 4 横)

別紙第 18 (第 38 条関係)
削 除

公用部分の調整にかかる宿舍の報告書
(厚定第 215 号)

住宅（宿舍）名	戸（室） 番 号	職 名	職務の 級 等	氏 名	専用面積	公用部分 の面積	入居年月日	公 用 部 分 適用年月日	摘 要

（規格：日本産業規格 A 4 横）

記載要領

- 1 「職務の級等」欄には、独立行政法人の職員の場合は記入を要しない。
- 2 「専用面積」欄には、使用料計算の対象となる建物の面積を記入する。
- 3 「公用部分の面積」欄には、公用部分による使用料の調整を加えている面積を記入する。
- 4 「入居年月日」欄には、宿舍貸与承認書に記載された入居日を記入する。
- 5 「公用部分適用年月日」欄には、公用部分による使用料の調整を加えた年月日を記入する。
- 6 「摘要」欄には、公用部分の態様（会議室、応接室等をいう。）等を記入する。

使用料調整にかかる管理人の宿舍の報告書
(厚定第 2 1 5 号)

住宅（宿舍）名	戸（室）番 号	職務の級等	氏 名	宿舍の管理戸数	入居年月日	使用料調整 適用年月日	控除面積	摘要

(規格：日本産業規格 A 4 横)

記載要領

- 1 「職務の級等」欄には、独立行政法人の職員の場合は記入を要しない。
- 2 「入居年月日」欄には、宿舍貸与承認書に記載された入居日を記入する。
- 3 「使用料調整適用年月日」欄には、使用料の調整を加えた年月日を記入する。
- 4 「摘要」欄には管理人の所属する官署名及び管理人が専任管理人であるときは「専任」等を記入する。

公用部分の調整にかかる被貸与者の異動報告書
(厚定第 2 1 5 号)

住宅(宿舍) 名	戸(室) 番号	区分	職 名	職務の級等	氏 名	専用面積	公用部分の 面積	入居 年 月 日	同意 年 月 日	摘 要
		新								
		旧								
		新								
		旧								
		新								
		旧								

(規格：日本産業規格 A 4 横)

記載要領

- 「新」の項には、次期被貸与者にかかる事項を「旧」の項には、従前の被貸与者にかかる事項をそれぞれ記入する。
- 「職務の級等」欄には、独立行政法人の職員の場合は記入を要しない。
- 「専用面積」欄には、使用料計算の対象となる建物の面積を記入する。
- 「公用部分の面積」欄には、公用部分による使用料の調整を加えている面積を記入する。
- 「入居年月日」欄には、宿舍貸与承認書に記載された入居日を記入する。
- 「同意年月日」欄には、従前の被貸与者にかかる公用部分による使用料の調整について、規則第 1 6 条の規定に基づき財務大臣（財務局長）の同意を得た年月日を記入する。ただし、蔵理第 1 2 8 9 号通達に基づき協議が整ったものとして処理されたものについては、その調整を加えることとなった年月日を記入する。
- 「新」の項の「摘要」欄には、公用部分の使用の態様（会議室、応接室等をいう。以下この項において同じ。）等を、「旧」の項の「摘要」欄には、公用部分の使用の態様及び当該宿舍を退去した理由（転任、退職等をいう。）等を記入する。

使用料調整にかかる管理人の宿舍の異動報告書
(厚定第 2 1 5 号)

住宅（宿舍）名	区分	戸（室）番号	職務の級等	氏 名	宿舍の管理戸数	入 居 年 月 日	使用料調整 適用年月日	控除面積	摘 要
	新								
	旧								
	新								
	旧								
	新								
	旧								
	新								
	旧								

(規格：日本産業規格 A 4 横)

記載要領

- 「新」の項には、次期被貸与者にかかる事項を「旧」の項には、従前の被貸与者にかかる事項をそれぞれ記入する。
- 「職務の級等」欄には、独立行政法人の職員の場合は記入を要しない。
- 「入居年月日」欄には、宿舍貸与承認書に記載された入居日を記入する。
- 「使用料調整適用年月日」欄には、公用部分による使用料の調整を加えた年月日を記入する。
- 「新」の項の「摘要」欄には、管理人の所属する官署名及び管理人が専任管理人であるときは「専任」等を、「旧」の項の「摘要」欄には、管理人を辞した理由（転任、退職等をいう。）等を記入する。